

官報

号外 昭和五十九年七月六日

○第百一回 衆議院會議録 第三十三号

昭和五十九年七月六日(金曜日)

議事日程 第二十九号

昭和五十九年七月六日

午後一時開議

第一 日本育英会法案(内閣提出)
第二 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 日本育英会法案(内閣提出)

日程第二 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時四分開議

○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

○議長(福永健司君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、雇用保険法等の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(福永健司君) 雇用保険法等の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

雇用保険法等の一部を改正する法律案の参議院回付案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 日本育英会法案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第一、日本育英会法案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。文教委員長愛野興一郎君。

日本育英会法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔愛野興一郎君登壇〕

○愛野興一郎君 ただいま議題となりました日本育英会法案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における高等教育等の普及状況及び社会経済情勢の変化に対応して、日本育英会の学資貸与事業の一層の充実を図るため、現行日本育英会法を全面改正し、学資貸与制度全般にわたる整備改善を行うとともに、日本育英会の組織、財務等に関する規定を整備し、あわせて法文の平明化を図ろうとするものであります。

その主な内容は、
第一に、日本育英会は、すぐれた学生、生徒であつて経済的理由により修学困難な者に対し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有益な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とすること、
第二に、日本育英会の組織については、会長、理事長及び監事は、文部大臣が任命し、理事は、文部大臣の認可を受け会長が任命すること、また、会長の諮問機関として評議員会を置くこと、
第三に、日本育英会の学資貸与事業については、現行の一般貸与と特別貸与を一本化した無利子の第一種学資貸与制度に加え、新たに、学資貸与事業の量の拡充を図るため、低利、有利子の第二種学資貸与制度を創設すること、
第四に、日本育英会は、債券を発行することができるとし、政府から資金運用部資金の貸し付けを受け、有利子貸与事業の原資に充てること

ができるようにすること、

第五に、政府は、日本育英会に対し、第一種学資金の貸与に要する資金を無利子で貸し付けることができること、

以上のほか、学資金の返還猶予、免除及び日本育英会の財務、会計、監督、罰則などについて所要の規定を設けること
といたしております。

本案は、去る二月二十五日本院に提出され、四月十三日の本会議における趣旨説明の後、文教委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、去る五月十一日森文部大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十八日から質疑に入り、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。

なお、その間、理事の協議に基づき、委員長から、奨学金の受給を期待している学生等の救済措置を早急に検討するよう政府に要望し、よって、政府は、緊急の措置を講ずることとなったのであります。

かくて、七月四日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党・新自由国民連合の船田元君から、施行期日を公布の日に変更、これに伴い、学資の貸与について所要の措置を講ずる等の修正案が提出されました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論の後、採決の結果、本案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は

昭和五十九年七月六日 衆議院會議録第三十三号

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

委員長報告のとおり決しました。

日程第二 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第二、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長大石千八君。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大石千八君登壇〕

○大石千八君 ただいま議題となりました風俗営業等取締法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の内容は、

第一に、法律の題名を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に改め、この法律の目的を、風俗営業及び風俗関連営業等に関し、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止のための措置を講ずるとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることと明定しております。

第二に、風俗営業に関し、新たにゲームセンター等のゲーム機設置営業を許可対象とし、営業者の資格、営業時間、営業の場所、遵守事項、管理者等について規定を整備するほか、相続の承認制度を創設する等の措置を講ずることとしております。

第三に、新たに風俗関連営業を設け、これを従来地域規制が行われていた個室付浴場業、モーテル営業のほか、いわゆるストリップ劇場、のぞき劇場、ラブホテル、アダルトショップ等とし、そ

の営業者は都道府県公安委員会に届け出なければならぬこととするほか、営業の場所、営業時間等の規制その他必要な規定の整備を行うこととしております。

第四に、バー、酒場等の酒類提供飲食店営業を深夜において営もうとする者は、都道府県公安委員会に届け出なければならないこととし、また、深夜飲食店営業者の遵守事項及び禁止行為等について規定を整備することとしております。

第五に、少年を補導し、少年の健全育成に障害を及ぼす行為等を防止する等の活動を行う少年指導委員を新設するとともに、風俗環境に関する苦情の処理や、法律違反防止のための啓発活動等を行う風俗環境浄化協会を設けることとしております。

そのほか、警察職員の立ち入り、聴聞、手数料、罰則の規定の整備等所要の規定の整備を行うこととしております。

本案は、四月二十七日当委員会に付託され、五月十日田川国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取した後、四日間にわたり慎重に審査を行い、七月三日質疑を終了いたしました。

昨五日、本案に対し、自由民主党・新自由民主党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提出の修正案、日本社会党・護国共同提出の修正案並びに日本共産党・革新共同提出の修正案が提出され、それぞれ趣旨の説明を聴取しました。

次いで、原案及び各修正案について討論を行い、採決を行いましたところ、日本社会党・護国共同提出の修正案及び日本共産党・革新共同提出の修正案は賛成多数をもって否決され、自由民主党・新自由民主党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提出の修正案、すなわち、条例によるゲームセンター等への年少者の立ち入り時間等の設定、管理者の助言または指導の遵守義務者の明確化、警察職員の立ち入り規定の現行法に則した整備等を内容とする修正案及びこの修正

部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、よって本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、十二項目にわたる附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 討論の通告があります。これを許します。安田修三君。

〔安田修三君登壇〕

○安田修三君 私は、日本社会党・護国共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました風俗営業等取締法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。(拍手)

戦前の旅館等に見られました官憲の臨検や性風俗抑圧から解放された戦後、風俗犯罪の実質的なものが買春や賭博と見られ、その温床となったりする営業に限定して風俗犯罪予防のために警察の立ち場から規制を行ったのが現行の風俗法でありました。

今回は、少年の非行が昭和五十五年以來、四年連続、戦後最悪の記録を更新している大きな要因の一つは、性産業の多様化と野放しの状況から生じているとの認識に立って、形は現行法の一部改正の形式をとってはおりますが、その実態は、立案の発想、目的はもろんのこと、名称も風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律案とし、現行の入力条が五十一カ条に構成されて全く新法制定と同様となったのであります。

風俗法本来の目的は、善良な風俗の保持、社会公共の秩序の維持という見地から、必要最小限度の規制はやむを得ないものとして法の存在があつたところであり、最近の性産業はなんらんの社会情勢の中にあつて、こうした最小限の規制の範囲や限界について国民的コンセンサスを得るために、法の規制はなるべく小さく、議論は大きくして、社会の自浄作用の高揚を図るべきであります。

一〇〇〇

しかるに、改正法案は、行政警察のもとに、風俗関係営業のほとんどを規制対象に拡大し、大人の社会生活を初め少年の生活や行動にまで指導という名によって介入することとしたとしておるのであります。既に何らかの法の規制のもとに関係行政の行政指導の行われている分野に行政警察が全面的に入り込むこととなり、警察権力の肥大化を招くおそれがあるのであります。

グリコ事件などの未解決や、秋田、兵庫、岐阜県警等における警察内部の一連の不祥事が続いているとき、本来の司法警察の任務に国民の信頼感が薄れつつあるものでありますが、このような折に、娯楽を主とした社会生活の中に警察権力の増大を図ることは、一層国民の不信を招くものと言わなければなりません。(拍手)

さて、本案について我が党は、削除もしくは修正を要するものとして、修正案をもって各党間の協議を進めましたが、一部を除き話し合いは成らず、成立に至らなかったものであります。

以下、その問題となる要点について申し上げます。

第一は、青少年の非行の増大が今日の性風俗の不健全化にあることを前提にすることは、当局の資料から判断しても困難であります。したがって、風俗法本来の目的と青少年対策を分離して、それぞれの観点から立法すべきであります。

第二は、規制対象業種が拡大されましたが、その業種の区分と規制の方法において見直しが必要であります。すなわち、スポーツものなどのテレビゲームセンターなどは許可営業から外し、管理売春の温床となっているトルコ風呂は届け出制度によって営業を固定化させるおそれがあるため、別途公衆浴場の改正で完全禁止とし、ラブホテル、モーテル、アダルトショップのようなものは、文教施設区域などの条例による場所規制によるのが妥当と考えられるのであります。

第三には、許可営業者の欠格事由について、欠格条件の明確化と、業務上過失致傷等を犯した者

の職業選択の自由を開きざないために、一部緩和する必要があるであります。

第四には、営業所ごとの管理者の選任義務について、その性格がいまいであり、その必要を認めないであります。

第五には、警察官の立入調査権が広範に認められるようになることは、行政調査の域をはるかに超え、憲法第三十五条、第三十八条を潜脱することになるかと思ふのであります。

第六には、法令あるいは条例違反に対しては、必要なことを公安委員会が指示できることとして、直罰でないから一見規制が緩和されているようでありすが、この指示権は極めて不明確であり、警察の裁量によって管理者、国民に対する支配や管理を強めることとなるのであります。

第七には、少年指導委員の制度は、少年の学校教育、家庭教育、社会教育の中に警察権力が入ることとなるのであります。

第八には、都道府県に一つ設けられる風俗環境浄化協会は警察の下請機関の性格を帯び、まさに戦時の統制組合の観があるのであります。

第九には、政令、府令、規則、条例への委任事項は七十七に及び、国民の知らない場において規制されるおそれが出てまいり、中には罪刑法定主義に反するもので出てくると思ふのであります。

我が党は、過去から性産業の行き過ぎについて戒め、風俗法の合理的な改正を取り上げてまいりました。それは、憲法の保障する国民の基本的人権、思想、信条の自由、営業の自由の上に立ってであります。しかるに、今回の全面改正は、少年の非行原因を風俗のみに求め、それをもって少年の教育や保護の基本を行政警察の中に組み入れようとしておるのであります。これは明らかに少年法改正を先取りするものと言わなければなりません。

今日、刑法上、わいせつという概念は非常にあ

いまいであり、また性思想、性風俗は不明確なま

ま取り締まりのみをいたすに厳しくすれば、か

えって不明朗、不健全になっていくなど多くの重

大な問題を持つてゐるのであります。それだけに、風俗関係営業の規制を立法院の論議の外に置くような措置は適当でないであります。委員会における各党の修正は、部分的に相入れるところがありすが、原案の流れを修正するに至らず、ここに本案に反対するものであります。(拍手)

○議長(福永健司君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福永健司君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十四分散会

出席國務大臣

文部大臣 森 喜朗君
労働大臣 坂本三三次君
國務大臣 田川 誠一君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る六月二十六日、本院は、公害等調整委員会委員長に大塚正夫君を、同委員に三ツ木正次

君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る六月二十六日、本院は、漁港審議会委員に岡部保君、神尾敬生君、倉武二君、戀塚新吾君、下門律善君、松田廣一君、宮原九一君、矢野照重君及び横山信立君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る六月二十六日、本院は、土地鑑定委員会委員に青木茂男君、淺村廉君、幾代通君、大神三千雄君、久保田誠三君、中村友治君及び松尾英男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る六月二十六日、本院は、中央更生保護審査会委員長に新谷正夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(指名通知)

一、去る六月二十六日、本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員井上哲夫君を指名した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る六月二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

郵政省設置法の一部を改正する法律

関西国際空港株式会社法

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律

一、去る六月二十七日、参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏 名
大蔵大臣官房長	吉野 良彦
大蔵大臣官房会計課長	渡邊 敬之
大蔵大臣官房総務審議官	吉田 正輝
大蔵大臣官房審議官	田中 泰助
同	水野 勝
同	行天 豊雄

昭和五十九年七月六日 衆議院会議録第三十三号

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十六年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求める件)

(報告書受領)

一、去る三日、内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八條の規定に基づく昭和五十九年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書

一、昨五日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和五十八年度第三・四半期における国庫の状況

(政府委員退任)

一、去る六月二十七日、中曾根内閣総理大臣から福永議長あて、第一回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

異動後の官職名

異動年月日
大蔵省主計局長 昭五九・六・二七
大蔵大臣官房付 同
大蔵省銀行局長 同
大蔵大臣官房付 同
東京国税局長 同
大蔵省国際金融局長 同

一〇〇一

10011

大藏省主計局長	山口 光秀	大藏事務次官	同	異動年月日	昭五九・七・一
大藏省関税局長	垂水 公正	(退) 大藏大臣官房長	同		
大藏省理財局長	西垣 昭	大藏大臣官房付	同		
大藏省理財局次長	吉居 時哉	大藏大臣官房付	同		
大藏省銀行局長	志賀 正典	大藏省理財局長	同		
大藏省國際金融局長	宮本 保孝	大藏省理財局長	同		
大藏省國際金融局次長	酒井 健三	(退) 大藏大臣官房付	同		
国税庁直税部長	佐藤 光夫	大藏大臣官房付	同		
国税庁徴収部長	渡辺 幸則	大藏大臣官房付	同		
国税庁徴収部次長	兼松 達	大藏大臣官房付	同		
国税庁調査査察部長	富尾 一郎	大藏大臣官房付	同		
去る三日、中曾根内閣総理大臣から福永議長あて、第百一回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。					
異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日		
内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長	禿河 徹映	総理府次長	昭五九・七・一		
内閣審議官	手塚 康夫	総務庁長官官房審議官	同		
国防会議事務局次官	伊藤 圭一	(退) 総務政務次官	同		
総理府総務副長官	堀内 光雄	総務政務次官	同		
同	山地 進	総務事務次官	同		
内閣総理大臣官房会計課長兼内閣参事官	渡辺 尚	建設大臣官房審議官	同		
内閣総理大臣官房交通安全対策室長	波多 秀夫	総務庁長官官房交通安全対策室長	同		
内閣総理大臣官房管理室長	菊池 貞二	公害等調整委員会事務局次長	同		
内閣総理大臣官房地域改善対策室長	佐藤 良正	総務庁長官官房地域改善対策室長	同		
総理府賞勲局長	柳川 成顯	(退) 総務庁人事局長	同		
総理府人事局長	藤井 良二	総務庁人事局長	同		
総理府人事局次長	吉田 忠明	総務庁人事局次長	同		
総理府恩給局長	和田 善一	(退) 総務庁統計局長	同		
総理府統計局長	時田 政之	総務庁統計局長	同		
(総理府) 青少年対策本部次長	瀧澤 博三	(総務庁) 青少年対策本部次長	同		
北方対策本部審議官兼内閣総理大臣官房総務審議官	橋本 豊	日本学術会議事務局次長	同		
日本学術会議事務局次長	藤江 弘一	総務庁恩給局長	同		
警察庁長官官房審議官	大高 時男	防衛庁教育訓練局長	同		

昭和五十九年七月六日 衆議院會議録第三十三号 朗読を省略した議長の報告

同
佐々木晴夫

100四

環境委員	補欠	山本 政弘君	網岡 雄君	山本 政弘君	山本 政弘君
辞任		山本 政弘君	網岡 雄君	山本 政弘君	山本 政弘君
予算委員	補欠	井上 一成君	山本 政弘君	井上 一成君	井上 一成君
辞任		井上 一成君	山本 政弘君	井上 一成君	井上 一成君
決算委員	補欠	山本 政弘君	井上 一成君	井上 一成君	井上 一成君
辞任		山本 政弘君	井上 一成君	井上 一成君	井上 一成君
中川利三郎君	補欠	梅田 勝君	中川利三郎君	梅田 勝君	中川利三郎君
梅田 勝君		梅田 勝君	中川利三郎君	梅田 勝君	中川利三郎君
議院運営委員	補欠	石原健太郎君	長野 祐也君	甘利 明君	甘利 明君
辞任		石原健太郎君	長野 祐也君	甘利 明君	甘利 明君
桜井 新君		石原健太郎君	長野 祐也君	甘利 明君	甘利 明君
石原健太郎君		石原健太郎君	長野 祐也君	甘利 明君	甘利 明君
一、去る六月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		石原健太郎君	長野 祐也君	甘利 明君	甘利 明君
文教委員	補欠	大島 理森君	二階 俊博君	大島 理森君	大島 理森君
辞任		大島 理森君	二階 俊博君	大島 理森君	大島 理森君
農林水産委員	補欠	竹内 猛君	上西 和郎君	竹内 猛君	竹内 猛君
辞任		竹内 猛君	上西 和郎君	竹内 猛君	竹内 猛君
通信委員	補欠	野中 広務君	綿貫 民輔君	綿貫 民輔君	綿貫 民輔君
辞任		野中 広務君	綿貫 民輔君	綿貫 民輔君	綿貫 民輔君
建設委員	補欠	上西 和郎君	竹内 猛君	上西 和郎君	上西 和郎君
辞任		上西 和郎君	竹内 猛君	上西 和郎君	上西 和郎君
一、去る六月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		上西 和郎君	竹内 猛君	上西 和郎君	上西 和郎君

昭和五十九年七月六日 衆議院會議録第三十三号 朗読を省略した議長の報告

内閣委員		法務委員		環境委員	
辭任	補欠	辭任	補欠	辭任	補欠
奥田 幹生君	松田 九郎君	上村千一郎君	今井 勇君	関 晴正君	村山 喜一君
嶋崎 謙君	中西 續介君	小澤 克介君	網岡 雄君	山本 政弘君	補欠
元信 堯君	佐藤 德雄君	山口 鶴男君	山本 政弘君	山本 政弘君	補欠
松田 九郎君	奥田 幹生君	今井 勇君	藤田 高敏君	山本 政弘君	補欠
佐藤 德雄君	元信 堯君	網岡 雄君	小澤 克介君	上村千一郎君	補欠
中西 續介君	嶋崎 謙君	藤田 高敏君	山口 鶴男君	小澤 克介君	補欠
地方行政委員	補欠	大蔵委員	辭任	辭任	補欠
辭任	補欠	辭任	補欠	辭任	補欠
佐藤 敬治君	和田 貞夫君	上田 卓三君	清水 勇君	横江 金夫君	補欠
和田 貞夫君	佐藤 敬治君	藤田 高敏君	水田 稔君	山花 貞夫君	補欠
法務委員	補欠	辭任	補欠	辭任	補欠
辭任	補欠	辭任	補欠	辭任	補欠
上村千一郎君	今井 勇君	藤田 高敏君	清水 勇君	上田 卓三君	補欠
衛藤征士郎君	藤本 孝雄君	水田 稔君	藤田 高敏君	山花 貞夫君	補欠
小澤 克介君	佐藤 敬治君	矢追 秀彦君	山田 英介君	議院運営委員	補欠
今井 勇君	上村千一郎君	文敎委員	辭任	辭任	補欠
藤本 孝雄君	衛藤征士郎君	辭任	補欠	辭任	補欠
佐藤 敬治君	小澤 克介君	江田 五月君	菅 直人君	中山 正暉君	補欠
文敎委員	補欠	社會労働委員	辭任	辭任	補欠
辭任	補欠	辭任	補欠	辭任	補欠
佐藤 德雄君	元信 堯君	今井 勇君	森下 元晴君	中山 正暉君	補欠
中西 續介君	嶋崎 謙君	網岡 雄君	金子 みつ君	近藤 元次君	補欠
嶋崎 謙君	中西 續介君	菅 直人君	江田 五月君	仲村 正治君	補欠
元信 堯君	佐藤 德雄君	菅 直人君	菅 直人君	西山敬次郎君	補欠
社會労働委員	補欠	建設委員	辭任	辭任	補欠
辭任	補欠	辭任	補欠	辭任	補欠
今井 勇君	森下 元晴君	辭任	補欠	辭任	補欠
長野 祐也君	唐沢俊二郎君	辭任	補欠	辭任	補欠
浜田卓二郎君	笹山 登生君	辭任	補欠	辭任	補欠
藤本 孝雄君	高村 正彦君	辭任	補欠	辭任	補欠
河野 正君	中村 重光君	辭任	補欠	辭任	補欠
中村 重光君	河野 正君	辭任	補欠	辭任	補欠
唐沢俊二郎君	長野 祐也君	辭任	補欠	辭任	補欠
高村 正彦君	藤本 孝雄君	辭任	補欠	辭任	補欠
笹山 登生君	浜田卓二郎君	辭任	補欠	辭任	補欠
森下 元晴君	今井 勇君	辭任	補欠	辭任	補欠

昭和五十九年七月六日 衆議院會議録第三十三号 朗読を省略した議長の報告

文教委員

辞任

稲葉 修君

補欠

松永 光君

白井日出男君

松田 九郎君

河野 洋平君

小杉 隆君

二階 俊博君

田中 直紀君

渡辺 栄一君

高橋 辰夫君

中野 寛成君

田中 慶秋君

小杉 隆君

河野 洋平君

高橋 辰夫君

渡辺 栄一君

田中 直紀君

二階 俊博君

松田 九郎君

白井日出男君

松永 光君

稲葉 修君

田中 慶秋君

中野 寛成君

社会労働委員

辞任

今井 勇君

谷垣 禎一君

塚田 延充君

浦井 洋君

金子原二郎君

森下 元晴君

永江 一仁君

小沢 和秋君

補欠

森下 元晴君

金子原二郎君

永江 一仁君

小沢 和秋君

浦井 洋君

塚田 延充君

谷垣 禎一君

今井 勇君

森下 元晴君

永江 一仁君

小沢 和秋君

浦井 洋君

一、昨五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

江崎 真澄君

五十嵐広三君

中西 啓介君

田並 胤明君

法務委員

辞任

上村千一郎君

衛藤征士郎君

広瀬 秀吉君

今井 勇君

江崎 真澄君

松前 仰君

江崎 真澄君

松前 仰君

上村千一郎君

衛藤征士郎君

広瀬 秀吉君

社会労働委員

辞任

浦井 洋君

幸助君

菅原喜重郎君

菅原喜重郎君

菅原喜重郎君

菅原喜重郎君

菅原喜重郎君

菅原喜重郎君

菅原喜重郎君

菅原喜重郎君

菅原喜重郎君

菅原喜重郎君

菅原喜重郎君

菅原喜重郎君

運輸委員

辞任

田並 胤明君

村山 喜一君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

田並 胤明君

(公聴会開会承認)

一、常任委員長から提出した次の各公聴会開会承認要求に対し、議長は去る六月二十八日いずれもこれを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、意見を聞くこととする問題

健康保険法等の一部を改正する法律案につ

いて

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第

七十八条により承認を求めらる。

昭和五十九年六月二十七日

社会労働委員長 有馬 元治

衆議院議長 福永 健司殿

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

日本電信電話株式会社法案(内閣提出)

電気通信事業法案(内閣提出)

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業

法の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律案(内閣提出)

一、意見を聞くこととする問題

日本電信電話株式会社法案、電気通信事業

法案及び日本電信電話株式会社法及び電気

通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第

七十八条により承認を求めらる。

昭和五十九年六月二十七日

通信委員長 志賀 節

衆議院議長 福永 健司殿

(議案提出)

一、去る三日、議員から提出した議案は次のとお

りである。

男女雇用平等法案(多賀谷貞穂君外七名提出)

(議案受領)

一、去る六月二十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

湖沼環境保全特別措置法案

一、去る二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る六月二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八三三号)

社会労働委員会 付託

一、去る六月二十七日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

湖沼環境保全特別措置法案(丸谷金保君外二名提出、参法第一三三三号(予)) 環境委員会 付託

一、去る二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(高杉勉君外一名提出、参法第一四四号(予)) 商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る六月二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

港灣運送事業法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る六月二十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

関西国際空港株式会社法案

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案

一、去る六月二十七日、参議院において次の内閣提出案を承諾することを議決した旨の通知書を受領した。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十六年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)

昭和五十七年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)

昭和五十七年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)

昭和五十七年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)

昭和五十七年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)

昭和五十七年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)

昭和五十七年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)

のとおりである。

玄海灘沿岸の浸食対策等に関する質問主意書(小沢和秋君提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「報償費」に関する質問主意書(近江巳記夫君提出)

(答弁書受領)

一、去る六月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柴田睦夫君提出国立公文書館への公文書類の移管促進等に関する質問主意書

国立公文書館への公文書類の移管促進等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年六月二十日

提出者 柴田 睦夫

衆議院議長 福永 健司殿

国立公文書館への公文書類の移管促進等に関する質問主意書

情報公開法の制定は、いまや国際的すう勢となり、我が国でも文字どおりの国民的要望となつて

いる。

政府も、こうした世論のもとに、一九八〇年五月二十七日、「情報提供に関する改善措置等について」の閣議了解を行い、情報公開法制定に至るまでの過渡的措置の一環として、国の行政に関する公文書その他の記録(以下「公文書類」という)の国立公文書館への移管と、同館における公文書類公開の促進を図ることとしている。

政府のこの措置は、国民の情報公開法制定要求からみれば、極めて不十分なものであるが、国民の要望にこたえて歴史の真実を明らかにする点でも、後世に歴史を正確に伝えるという点でも、今後一層の推進を図る必要がある。

そこで以下、国立公文書館への公文書類の移管促進等について質問する。

一 国立公文書館への公文書類の移管促進について

促進等について質問する。

一 国立公文書館への公文書類の移管促進について

本年七月一日実施予定の各省庁等内部部局の全面的再編の準備(公文書類の整理・移動など)過程で、少なくとも省庁等で、当面不要となつたと認められる公文書類の一部を焼却・廃棄処分していることと伝えられているが、これが事実とすれば重大である。

1 今回の内部部局再編に伴う公文書類の整理・移動に際し当面不要と認められる公文書類がある場合には、これを焼却・廃棄処分するのではなく前記「情報提供に関する改善措置等について」の閣議了解の趣旨に沿つて積極的に国立公文書館へ移管すべきであると考え

えるが、どうか。

2 今回の内部部局再編に伴う公文書類の国立公文書館への移管を内閣全体として促進するため、閣議了解等内閣としての方針を明確にするとか、担当大臣通達を発するなど、前記閣議了解の趣旨を改めて各省庁等に徹底する措置を講ずる必要があると考え、どうか。

二 件名外の閣議決定等の国立公文書館への移管促進等について

過日、「共産主義者等の公職からの排除に関する件」についての閣議決定(昭和二十五年九月五日付)など、いわゆる「レッド・ページ」に関する一連の公文書類が国立公文書館に移管され、公開されたが、この措置が関係者や歴史研究者など多くの国民から好感をもつて歓迎されたことは周知のとおりである。

ところが、これら一連の「レッド・ページ」関連文書は、件名外の閣議決定事項として、内閣参事官室の「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録」に掲載されないいわゆる「まぼろしの閣議決定」とされてきたものである。

このため、歴史研究家の間では、この閣議決

定は、

昭和五十九年七月六日 衆議院会議録第三十三号

朗読を省略した議長長の報告

昭和五十九年七月六日 衆議院会議録第三十三号

朗読を省略した議長長の報告

昭和五十九年七月六日 衆議院会議録第三十三号

朗読を省略した議長長の報告

昭和五十九年七月六日 衆議院会議録第三十三号

朗読を省略した議長長の報告

昭和五十九年七月六日 衆議院會議録第三十三号

朗読を省略した議長の報告

定の期日を「昭和二十五年九月一日」とする誤つた見解が通説とされて来た。後世のためにも、こうした事実誤認に導くような事態を放置することはできない。

1 日本国憲法施行後、件名外の閣議決定・了解事項とされたため前記内閣参事官室公表の「目録」に掲載されなかつた事項はどれくらいあるのか、その事項又は件名数を年次別に明らかにされたい。

2 歴史の真実を明らかにするため、件名外の閣議決定・了解事項についても、一九八〇年の「情報提供に関する改善措置等について」の閣議了解の趣旨に沿つて積極的に国立公文書館への移管と、同館における公開措置を促進すべきと考えるが、どうか。

右質問する。

内閣衆質一〇一第二六号

昭和五十九年六月二十九日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員柴田睦夫君提出国立公文書館への公文書類の移管促進等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柴田睦夫君提出国立公文書館への公文書類の移管促進等に関する質問に対する答弁書

一及び二の二について

国立公文書館においては、昭和五十五年五月二十七日付け閣議了解「情報提供に関する改善措置等について」の趣旨を踏まえて各省庁と協議の上、公文書等の移管及び公開措置の促進を図つてゐるところである。

今回の行政組織の再編に際しても、公文書等の散逸防止、移管促進について、改めて各省庁に対し、文書をもつて要請したところである。二の1について

「閣議及び事務次官等會議付議事項の件名等目録」は、閣議に付議された案件のうち、日常業務を円滑に処理する上で参考となる事項を資料として整理し、編集したものである。

右答弁する。

一、去る三日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員小沢貞孝君提出米に関する質問に対する答弁書

米に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十九年六月五日

提出者 小沢 貞孝

衆議院議長 福永 健司殿
米に関する質問主意書

米は日本古来からの主食である。食の安定と安全は、生命にかかわる国政の根幹である。日本の倫理・習慣・文化は米によつてはぐくまれてきた。米こそ日本人の民族の尊厳をかけた食糧である。

ところが、減反政策下、十七年ぶりに緊急輸入するという異常な事態を迎えたのである。食糧安全保障を国の最高政策と掲げてきただけに、農業関係者は言うに及ばず国民に与える影響ははかり知れないものがある。

従つて次の事項について質問する。

一 臭化メチル等のくん蒸剤により処理された五十三年度産米に含まれる臭素による人体への影響を考慮し、その安全性の見地から、約二十万トン(昭和五十九年五月現在)在庫されている米について今後どのように処理する考えか。
また、既に売却された六十万トン(昭和五十八年十一月から五十九年五月)についてどう対応するか。
二 現在約二百六十二万トンを低温貯蔵し、約千二百萬トンを常温貯蔵の体制をとつてゐるが、今後の常温貯蔵方式での安全性を国民に明確にする必要があると考えらるがどうか。

三 米の安全性について、消費拡大という立場から消費者への十分な対応が必要と思うがどう理解を得る考えか。
四 六月一日、政府は韓国からの食用米の緊急輸入を発表したが、韓国の保管倉庫は、今回問題となつてゐる常温倉庫がほとんどで化学物質によるくん蒸処理が考えられるが、安全性についてはどうか。

五 稲作は天候による影響をぬきにして語れない産業である。四年間の不作、そして今年も東北地方、北陸地方を中心に不作が予想されてゐる。ここ二年連続十萬トンの持ち越しでは、あまりにも心もとない。備蓄の重要性にかんがみ、適正な備蓄水準はどのくらいと考えるか。
また、今こそ単年度需給から長期的観点に立つた備蓄政策を確立すべきだと思ふがどうか。

六 潜在生産量を千三百七十五万トンに考えて需給計画並びに水田再編対策を考えてゐるが、減反政策等の影響で農民の耕作意欲が低下し、潜在生産量は大幅に低下してゐると考える。四年連続の不作は、単に気候条件だけでなく生産意欲の低下もあると考えられる。水田利用再編第三期対策の中途であるが、根本的な減反政策等を見直すべき時期にきていると思ふがどうか。

七 衆参国会議員二百五十二名が加入し、「米問題に真剣に取り組んできた」「米消費拡大・純米酒推進議員連盟」は、昭和五十三年一月二十日の閣議了解事項でもある「清酒醸造に米を使用すること」を目標の一つに掲げてきた(そのためには醸造米の価格を他用途米に準じて行うことが必要であるが)これは、耕作面積を確保して備蓄政策の一環とし、これがひいては潜在生産力を保持し食糧安全保障になるという考え方である。
これは実に重要だと思ふが、政府の考えはどうか。

右質問する。

内閣衆質一〇一第二〇号

昭和五十九年七月三日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員小沢貞孝君提出米に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小沢貞孝君提出米に関する質問に対する答弁書

一について
五十三年度産米については、米についての臭素の暫定基準に適合するものであることを確認した上で売却すること等により対応することとしてゐる。

二について
米を常温倉庫で保管するに当たつては、倉庫の通風換気を始めとする適切な管理を行い、病虫害の発生予防等に努めてゐるところであるが、病虫害が発生し、又はそのおそれがある場合には必要なくん蒸を行うこととしてゐる。今後、更に適切な管理等を行うことにより、一層の安全性の確保に配慮することとしたい。

三について
米の消費拡大を推進するに当たつては、米の安全性の確保に努めるとともに、今後ともあらゆる機会をとらえて米の安全性について消費者の理解が得られるよう努めてまいりたい。

四について
大韓民国から返還される米の安全性の確認については、万全を期することとしてゐる。
五について
水田利用再編第三期対策(昭和五十九年度から昭和六十一年度まで)においては、現下の米の在庫状況等にかんがみ適正な在庫水準を確保するため、その期間中各年平均四十五萬トンの計画的な在庫増しを行うこととしてゐる。

六について

米の生産力は、潜在的には依然として需要を大幅に上回っており、引き続き水田利用再編対策の推進を図る必要があると考へて、水田利用再編第三期対策においては、五についてにおいて述べたような在庫増しを行う等ゆとりある需給を確保することとしている。また、不良条件を克服し得る「たくましい稲づくり」を目指した新稲作運動等を展開しているところである。

今後とも、米の需給、作況等に応じた適切な需給計画の下に、弾力的に対策の推進に努めてまいる考へである。

七について

政府としては、昭和五十三年一月二十日付け閣議了解「農産物の総合的な自給力の強化と米需給均衡化対策について」に基づき、米の需給を均衡させつつ農産物の総合的な自給力の向上を図るため、水田利用再編対策を推進するとともに、米の消費拡大対策の一環として、清酒の製造における米の使用量の増加を図る等各般の施策を講じているところである。

(答弁通知書受領)

一、去る六月二十九日、内閣から、衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十九年七月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る六月二十九日、内閣から、衆議院議員稲葉誠一君提出「モータール車戦車配備と非核三原則」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十九年七月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

昭和五十九年七月六日 衆議院会議録第三十三号

一、去る六月二十九日、内閣から、衆議院議員稲葉誠一君提出刑事訴訟法上の諸問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十九年七月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る六月二十九日、内閣から、衆議院議員稲葉誠一君提出二階堂進氏の処分と国務大臣の職務権限に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十九年七月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る六月二十九日、内閣から、衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十九年七月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

雇用保険法等の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和五十九年七月六日

参議院議長 木村 陸男

衆議院議長 福永 健司殿

附則

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第四十八条、第四十九

条及び第五十四条の改正規定、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十二

条第四項の改正規定並びに附則第八条の規定

定 昭和五十九年八月一日

二 第三条中船員保険法第五十九条第五項の改正規定(加ヘタル率の下に)(第五十九条ノ三

ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船

船所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率)を加ふる部分に限る。及び同法第五十九条ノ二ノ二の次に一条を加ふる改正規定並びに附則第十八条第二項。昭和五十九年十月一日

(基本手当の日額等に関する経過措置)

第三条 その受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者(以下「旧受給資格者」という。)に係る基本手当の日額、賃金日額及び基本手当の日額の自動的変更については、第一条の規定による改正前の雇用保険法(以下「旧雇用保険法」という。)第十六条から第十八条までの規定の例による。この場合において、旧雇用保険法第十六条中「第十八条第一項の規定」とあるのは「第十八条第一項の規定(雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第

号) 附則第三条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。」「と、旧雇用保険法第十七条第四項中「次条第一項の規定」とあるのは「次条第一項の規定(雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」とする。

2 新雇用保険法第十六条の規定による基本手当日額表の制定は、昭和五十九年七月における新雇用保険法第十八条第一項に規定する平均定期給与額を基礎として行われたものとして、同項の規定を適用する。

3 新雇用保険法第十九条第一項(新雇用保険法第三十七條第九項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる失業の認定に係る期間について適用する。

(日雇労働者給付金の日額に関する経過措置)

第八条 昭和五十九年八月一日前の日に係る日雇労働者給付金の日額については、なお従前

の例による。

2 昭和五十九年八月中の雇用保険法第四十七

船所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率)を加ふる部分に限る。及び同法第五十九条ノ二ノ二の次に一条を加ふる改正規定並びに附則第十八条第二項。昭和五十九年十月一日

(基本手当の日額等に関する経過措置)

第三条 その受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者(以下「旧受給資格者」という。)に係る基本手当の日額、賃金日額及び基本手当の日額の自動的変更については、第一条の規定による改正前の雇用保険法(以下「旧雇用保険法」という。)第十六条から第十八条までの規定の例による。この場合において、旧雇用保険法第十六条中「第十八条第一項の規定」とあるのは「第十八条第一項の規定(雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第

号) 附則第三条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。」「と、旧雇用保険法第十七条第四項中「次条第一項の規定」とあるのは「次条第一項の規定(雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」とする。

2 新雇用保険法第十六条の規定による基本手当日額表の制定は、昭和五十九年七月における新雇用保険法第十八条第一項に規定する平均定期給与額を基礎として行われたものとして、同項の規定を適用する。

3 新雇用保険法第十九条第一項(新雇用保険法第三十七條第九項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる失業の認定に係る期間について適用する。

(日雇労働者給付金の日額に関する経過措置)

第八条 昭和五十九年八月一日前の日に係る日雇労働者給付金の日額については、なお従前

の例による。

2 昭和五十九年八月中の雇用保険法第四十七

第一項に規定する失業している日について支給する日雇労働者給付金に関する新雇用保険法第四十八条の規定の適用については、同年六

月中的日について第二条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料は、同条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「旧第一級印紙保険料」という。)のうち同年七月中の日について納付された新雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「新第一級印紙保険料」という。)の納付日数(その納付日数が同年六月中の日について納付された旧第一級印紙保険料の納付日数を超えるときは、当該旧第一級印紙保険料の納付日数)に相当する納付日数分については当該納付日数分の新第一級印紙保険料と、残余の納付日数分については当該納付日数分の新雇用保険法第四十八条第二号イに規定する第二級印紙保険料と、旧雇用保険法第四十八条第二号イに規定する第二級印紙保険料については新雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料と、旧雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料については新雇用保険法第四十八条第二号ハに規定する第四級印紙保険料とみなす。

3 前項の規定は、雇用保険法第五十三條第一項の規定による申出をした者であつて、同項第二号に規定する基礎期間の最後の月(以下この項において「最終月」という。)が次の表の上欄に掲げる月又は昭和五十九年十一月であるものに対して支給する日雇労働者給付金に関する新雇用保険法第五十四条第二号の規定の適用につ

の例による。

2 昭和五十九年八月中の雇用保険法第四十七

第一項に規定する失業している日について支給する日雇労働者給付金に関する新雇用保険法第四十八条の規定の適用については、同年六

月中的日について第二条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料は、同条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「旧第一級印紙保険料」という。)のうち同年七月中の日について納付された新雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「新第一級印紙保険料」という。)の納付日数(その納付日数が同年六月中の日について納付された旧第一級印紙保険料の納付日数を超えるときは、当該旧第一級印紙保険料の納付日数)に相当する納付日数分については当該納付日数分の新第一級印紙保険料と、残余の納付日数分については当該納付日数分の新雇用保険法第四十八条第二号イに規定する第二級印紙保険料と、旧雇用保険法第四十八条第二号イに規定する第二級印紙保険料については新雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料と、旧雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料については新雇用保険法第四十八条第二号ハに規定する第四級印紙保険料とみなす。

3 前項の規定は、雇用保険法第五十三條第一項の規定による申出をした者であつて、同項第二号に規定する基礎期間の最後の月(以下この項において「最終月」という。)が次の表の上欄に掲げる月又は昭和五十九年十一月であるものに対して支給する日雇労働者給付金に関する新雇用保険法第五十四条第二号の規定の適用につ

の例による。

2 昭和五十九年八月中の雇用保険法第四十七

第一項に規定する失業している日について支給する日雇労働者給付金に関する新雇用保険法第四十八条の規定の適用については、同年六

月中的日について第二条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料は、同条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「旧第一級印紙保険料」という。)のうち同年七月中の日について納付された新雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「新第一級印紙保険料」という。)の納付日数(その納付日数が同年六月中の日について納付された旧第一級印紙保険料の納付日数を超えるときは、当該旧第一級印紙保険料の納付日数)に相当する納付日数分については当該納付日数分の新第一級印紙保険料と、残余の納付日数分については当該納付日数分の新雇用保険法第四十八条第二号イに規定する第二級印紙保険料と、旧雇用保険法第四十八条第二号イに規定する第二級印紙保険料については新雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料と、旧雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料については新雇用保険法第四十八条第二号ハに規定する第四級印紙保険料とみなす。

3 前項の規定は、雇用保険法第五十三條第一項の規定による申出をした者であつて、同項第二号に規定する基礎期間の最後の月(以下この項において「最終月」という。)が次の表の上欄に掲げる月又は昭和五十九年十一月であるものに対して支給する日雇労働者給付金に関する新雇用保険法第五十四条第二号の規定の適用につ

の例による。

2 昭和五十九年八月中の雇用保険法第四十七

第一項に規定する失業している日について支給する日雇労働者給付金に関する新雇用保険法第四十八条の規定の適用については、同年六

昭和五十九年七月六日 衆議院會議録第三十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

日本育英会法案及び同報告書

一〇一〇

いて準用する。この場合において、最終月が同欄に掲げる月である者に関しては、前項中「同年六月」とあるのは「雇用保険法第五十三条第一項第二号に規定する基礎期間のうち同年六月

三十〇日までの期間内」と、「納付日数(その納付日数」とあるのは同表上欄に掲げる最終月の区分に応じ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和五十九年七月	納付日数に五を乗じて得た日数(その日数)
昭和五十九年八月	納付日数に四を乗じて得た日数(その日数)
昭和五十九年九月	納付日数に三を乗じて得た日数(その日数)
昭和五十九年十月	納付日数に二を乗じて得た日数(その日数)

(船員保険の保険料に関する経過措置)

第十八条 昭和五十九年六月以前の月に係る船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

2 特別失業保険料率は、昭和六十年十月以後の月分から適用する。

第十八条の二 昭和六十年十月一日から昭和六十二年九月三十日までの間において適用される特別失業保険料率に関する第三十三条の規定による改正後の船員保険法第五十九条ノ三の規定の適用については、同条中「前年七月一日ヨリ其ノ年ノ六月三十日」とあるのは、「昭和五十九年八月一日ヨリ昭和六十年六月三十日」とする。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第十九条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「同法第三十八条第一項」を「同法第三十七条の二第二項に規定する高年齢継続被保険者、同法第三十八条第一項」に、「特例被保険者等」を「高年齢継続被保険者等」に改め、同条第五項中「労働者で」の下に「同法第三十七条の二第二項に規定する高年齢継続被保

険者又は」を加え、「特例被保険者等」を「高年齢継続被保険者等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項の規定において適用される同法第二十二條第一項第一号及び第二項第一号中「五十五歳以上六十五歳未満」とあるのは、「五十五歳以上」とする。

第二十五条第七項中「特例被保険者等」を「高年齢継続被保険者等」に改め、「規定による受給資格」の下に、「高年齢受給資格」を加える。

日本育英会法案

右

昭和三十九年二月二十五日

内閣総理大臣 中曽根康弘

日本育英会法

日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)

第三章 評議員会(第十九条・第二十条)

第四章 業務(第二十一条・第二十六条)

第五章 財務及び会計(第二十七条・第三十七条)

第六章 監督等(第三十八条―第四十一条)

第七章 雑則(第四十二条・第四十三条)

第八章 罰則(第四十四条―第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本育英会は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものに對し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本育英会(以下「育英会」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 育英会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 育英会は、文部大臣の認可を受けて、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

(基金)

第四条 育英会の基金は、百万円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、育英会に追加して出資することができる。

3 育英会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により基金を増加するものとする。

(登記)

第五条 育英会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 育英会でない者は、日本育英会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十四条及び第五十条の規定は、育英会について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 育英会に、役員として、会長一人、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 会長は、育英会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、育英会を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して育英会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して育英会の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、育英会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十条 会長、理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、会長が文部大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十一条 会長及び理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十二条 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十三条 文部大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 育英会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が育英会を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 会長及び理事長は、理事又は育英会の職員のうちから、育英会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 育英会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 育英会の役員及び職員は、刑法(明治

四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十九条 育英会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、会長の諮問に応じ、育英会の業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 評議員会は、育英会の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることができる。

(評議員)

第二十条 評議員は、育英会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 評議員の任期は、二年とする。

3 第二十一条第二項及び第十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十一条 育英会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学資の貸与

二 学資の貸与を受ける学生及び生徒の輔導

三 修学に必要な施設の設置及び経営

四 前三号の業務に附帯する業務

2 育英会は、文部大臣の認可を受けて、前項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

(学資の貸与)

第二十二条 前条第一項第一号の規定により学資として貸与する資金(以下「学資金」という)は、無利息の学資金(以下「第一種学資金」という)及び利息付きの学資金(以下「第二種学資金」という)とする。

2 第一種学資金は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、

ち、文部省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた学生及び生徒であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の者のうち、文部省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資金の月額並びに第二種学資金の月額及び利率は、学校等の種類その他の事情を考慮して、その学資金の種類ごとに政令で定めるところによる。

5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する学生及び生徒であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金に併せて第二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。

6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

(返還の条件等)

第二十三条 学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

2 育英会は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

3 育英会は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は心身障害により学資金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(教育又は研究の職に係る特例)

第二十四条 大学、大学院又は高等専門学校において第一種学資金の貸与を受けた者は、政令で定めるところに従い、修業後政令で定める年数以上継続して小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、高等専門学校、幼稚園その他の施設の教育又は研究の職(研究の職については、大学院において第一種学資金の貸与を受けた者に限る)にあることにより、その全部又は一部の返還の免除を受けることができる。

(業務方法書等)

第二十五条 育英会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

3 学資金の回収の業務の方法については、文部省令で定める。

(業務に要する資金)

第二十六条 第二十一条第一項第一号の業務に要する資金は、借入金、寄附金等をもつて充てることができる。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十七条 育英会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十八条 育英会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十九条 育英会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十条 育英会は、毎事業年度、財産目録、貸

昭和五十九年七月六日 衆議院會議録第三十三号

日本育英会法案及び同報告書

借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。

3 育英会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)
第三十一条 育英会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 育英会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び日本育英会債券)
第三十二条 育英会は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は日本育英会債券(以下この条、次条及び第三十四条において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
6 育英会は、文部大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。
(債務保証)
第三十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、育英会の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができる。
(償還計画)
第三十四条 育英会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。
(余剰金の運用)
第三十五条 育英会は、次の方法による場合を除き、業務上の余剰金を運用してはならない。
一 国債、地方債又は文部大臣の指定する有価証券の取得
二 資金運用部への預託
三 銀行への預金又は郵便貯金
四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十六条 育英会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(文部省令への委任)
第三十七条 この法律に定めるもののほか、育英会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。
第六章 監督等
(監督)
第三十八条 育英会は、文部大臣が監督する。
2 文部大臣は、この法律を施行するため必要であると認めるときは、育英会に対してその業務に關し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)
第三十九条 文部大臣は、この法律を施行するため必要であると認めるときは、育英会に対して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、育英会の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
2 前項の規定により職員が立入検査する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(政府貸付金等)
第四十条 政府は、毎年度予算の範囲内において、育英会に対し、第二十一条第一項第一号の業務(第一種学資金に係るものに限る。)に要する資金を無利息で貸し付けることができる。
2 政府は、育英会が第二十三条第三項又は第二十四条の規定により第一種学資金の返還を免除したときは、育英会に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

第三十六条 育英会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)
第三十七条 この法律に定めるもののほか、育英会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督等
(監督)
第三十八条 育英会は、文部大臣が監督する。
2 文部大臣は、この法律を施行するため必要であると認めるときは、育英会に対してその業務に關し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)
第三十九条 文部大臣は、この法律を施行するため必要であると認めるときは、育英会に対して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、育英会の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(政府貸付金等)
第四十条 政府は、毎年度予算の範囲内において、育英会に対し、第二十一条第一項第一号の業務(第一種学資金に係るものに限る。)に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

2 政府は、育英会が第二十三条第三項又は第二十四条の規定により第一種学資金の返還を免除したときは、育英会に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

第四十一条 政府は、毎年度予算の範囲内において、育英会に対し、第二十一条に規定する業務に要する経費の一部を補助することができる。

第七章 雑則
(解散)
第四十二条 育英会の解散については、別に法律で定める。

(補助金)
第四十一条 政府は、毎年度予算の範囲内において、育英会に対し、第二十一条に規定する業務に要する経費の一部を補助することができる。

第七章 雑則
(解散)
第四十二条 育英会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)
第四十三条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。
一 第二十一条第二項、第二十五条第一項、第二十八条、第三十二条第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第三十四条の規定による認可をしようとするとき。
二 第二十二條第二項、第三項若しくは第五項、第二十五条第二項若しくは第三項又は第三十七条の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十条第一項又は第三十六条の規定による承認をしようとするとき。
四 第三十五条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第八章 罰則
(罰則)
第四十四条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした育英会の役員又は職員は、十萬元以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした育英会の役員は、十萬元以下の罰金に処する。
一 この法律の規定により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第二十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十八条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第四十六条 第六条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(育英会の存続)

第二条 改正前の日本育英会法(以下「旧法」という。第三十三条から第三十五条までの規定により設立された日本育英会(以下「旧育英会」という。))は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))において、改正後の日本育英会法(以下「新法」という。))の規定による育英会となり、同一性をもつて存続するものとする。

(従たる事務所に係る経過措置)

第三条 旧法第二条第二項の規定により置かれた従たる事務所は、新法第三条第二項の認可を受けて置かれたものとみなす。

(理事等に関する経過措置)

第四条 施行日の前日において旧育英会の理事又は評議員である者は、別に辞令を用いなく、施行日に新法第十条第二項又は第二十条第一項の規定により育英会の理事又は評議員として任命されたものとみなす。

2 前項の規定により任命されたものとみなされる育英会の理事又は評議員の任期は、新法第十条第一項又は第二十条第二項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧育英会の理事又は評議員としての残任期間と同一の期間とする。

(職員に関する経過措置)

第五条 施行日の前日において旧育英会の職員

(役員を除く。))である者は、別に辞令を用いなく、施行日に新法第十七条の規定により育英会の職員として任命されたものとみなす。

(従前の被貸与者等に関する経過措置)

第六条 施行日前の旧育英会との貸与契約(この法律の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者に係るものを除く。))による学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

2 施行日前から引き続き高等学校(盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。)、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者で施行日以後の育英会との貸与契約により学資の貸与を受けようとするものは、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者については、その大学院において受けている学資の貸与を新法第二十二條第二項の規定による第一種学資金の貸与とみなし、その者をその第一種学資金の貸与を受けている者とみなして、新法の規定を適用する。

第七条 政府は、育英会が前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除をしたときは、育英会に対して、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができる。

(事業計画等に関する経過措置)

第八条 育英会の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、新法第二十八条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

第九条 旧育英会の昭和五十八年四月に始まる事業年度の決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

(旧法の規定に基づく処分等の効力)

第十条 この附則に別段の定めがあるもののほか

か、旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本育英会の項中「日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)」を「日本育英会法(昭和五十九年法律第三十号)」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本育英会の項中「日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)」を「日本育英会法(昭和五十九年法律第三十号)」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条第一項第一号(学資の貸与)」を「日本育英会法(昭和五十九年法律第三十号)第二十一条第一項第一号(業務)」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二土地開発公社の項の次に次のように加える。

日本育英会
日本育英会法(昭和五十九年法律第三十号)

別表第三中二十の項を削り、十九の項を二十の項とし、十八の三の項を十九の項とする。

理 由

最近における高等教育の普及状況等にかんがみ、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与するため、無利子貸与制度を整備し、新たに有利子貸与制度を創設する等日本育英会の学資貸与制度を整備改善するほか、日本育英会の組織、財務等の全般にわたる規定の整備等と法文の平明化を図るため、日本育英会法の全部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本育英会法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、最近における高等教育の普及状況等にかんがみ、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与するため、無利子貸与制度を整備し、新たに有利子貸与制度を創設し、学資貸与事業の量的拡大を図る等日本育英会の学資貸与制度の一層の充実を図るほか、日本育英会の組織、財務等の全般にわたる規定の整備等と法文の平明化を図るため、日本育英会法の全部を改正しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 日本育英会(以下「育英会」という。))は、優れた学生、生徒であつて経済的理由により修学困難な者に対し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

2 育英会に、役員として、会長、理事長、理事及び監事を置き、会長、理事長及び監事は文部大臣が、理事は会長が文部大臣の認可を受けて、任命すること。

3 育英会に、文部大臣が任命する十五人以上の評議員で組織する評議員会を置き、会長の諮問に応じ、育英会の業務の運営に関する重要事項について審議するものとする。

4 育英会は、その目的を達成するため、学資

昭和五十九年七月六日 衆議院會議録第三十三号

日本育英会法案及び同報告書 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇一四

の貸与、学資の貸与を受ける学生、生徒の補導等の業務を行うこと。

5 学資として貸与する資金は、無利息の第一種学資金及び利息付きの第二種学資金とし、学資金の月額及び第二種学資金の利率は政令で定めること。

6 第一種学資金は、特に優れた学生、生徒であつて経済的理由により著しく修学困難な者に対して貸与するものとする。

7 第二種学資金は、大学その他政令で定める学校に在学する優れた学生、生徒であつて経済的理由により修学困難な者に対して貸与するものとする。

8 学資金の返還の期限及び方法は政令で定めること。

9 学資金の貸与を受けた者が、災害又は傷病の場合には返還の猶予を、死亡又は心身障害の場合には全部又は一部の返還の免除をすることができること。

10 第一種学資金は、小学校、中学校、高等学校、大学等の教育施設等の教育又は研究の職にあることにより全部又は一部の返還の免除を受けることができること。

11 育英会は、文部大臣の認可を受け借入金をし、又は債券を発行することができることとし、財政投融資資金を借り受けることができること。

12 政府は、育英会に対し、第一種学資金の貸与に要する資金を無利息で貸し付けることができること。

13 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行すること。

14 改正前の日本育英会法の規定により設立された育英会は、この法律の施行の日において、この法律の規定による育英会となるものとする。

二 議案の修正議決理由
本案は、妥当なものと認めるが、昭和五十九年四月一日の施行期日を「公布の日」に改めるとともに、学資の貸与に関する規定等について昭和五十九年四月一日から適用する必要があるもので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和五十九年度文部省所管一般会計予算に第一種学資金に係る貸付資金として約八百二十二億三千五百万円、第二種学資金に係る利子補給金として約一億九千九百万円が計上されている。

なお、昭和五十九年度特別会計予算総則において、資金運用部資金より日本育英会の第二種学資金に充てる原資として六十五億円が予定されている。

昭和五十九年七月四日
文教委員長 愛野興一郎
衆議院議長 福永 健司殿

附 則
(施行期日)
公布の日
(小字及び一は修正)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。
改正後の日本育英会法以下「新法」とし、第二十二条及び附則第六条第三項の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

(育英会の存続)
第二条 改正前の日本育英会法(以下「旧法」という。)第三十三条から第三十五条までの規定により設立された日本育英会(以下「旧育英会」という。)

う。は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、改正後の日本育英会法(以下「新法」という。)の規定による育英会となり、同一性をもつて存続するものとする。

第六条 施行日前の旧育英会との貸与契約(この法律の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者に係るものを除く。)による学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

2 施行日前から引き続き高等学校(盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。)大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者で施行日以後の育英会との貸与契約により学資の貸与を受けようとするものに係る学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者については、その大学院において受けている学資の貸与を新法第二十二條第二項の規定による第一種学資金の貸与とみなし、その者をその第一種学資金の貸与を受けている者とみなして、新法の規定を適用する。

(別紙)
日本育英会法案に対する附帯決議
政府は、育英奨学事業の重要性にかんがみ、左記事項の実現に適切な措置を講ずるべきである。

一 憲法、教育基本法の精神にのっとり、教育の機会均等の実現のため、育英奨学制度の拡充に努めること。

二 育英奨学事業の予算の増額を確保し、貸与人員、貸与月額の拡充に努めること。

三 育英奨学事業は、無利子貸与制を根幹としてその充実改善に努めるとともに、有利子貸与制度は、補完措置とし財政が好転した場合には検討すること。

五 奨学生の選考については、主として経済的基準を重視し、その収入限度額を大幅に引き上げるよう努めること。

六 日本育英会の奨学金受給者数の国公立と私立との格差の是正に努めること。また私学助成の拡充に努めること。

七 国の補助や税制上の措置の活用等により、地方公共団体の行う育英奨学事業及び育英奨学法人の育成に努めること。

八 返還免除制度は堅持するよう努めること。

九 国際人権規約第十三条2(b)及び(c)については、諸般の動向をみて留保の解除を検討すること。

右決議する。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十九年四月二十四日
内閣総理大臣 中曽根康弘

第二節 深夜における飲食店営業の規制等

(第三十二条—第三十四条)

第三節 興行場営業の規制(第三十五条)

第五章 監督(第三十六条—第三十七条)

第六章 雑則(第三十八条—第四十一条)

第七章 罰則(第四十二条—第五十一条)

第一章 総則

第八条中「前条」の下に「(第二項を除く)」を加え、「外」を「ほか」に改め、同条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十一条 第七條第六項又は第十條第三項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第七條の前の見出しを削り、同条第一項中「第二條第一項の規定に違反し、又は第四條、第四條の二第二項、第四條の四第四項、第四條の五若しくは第四條の六第三項の規定による公安委員会の処分」に違反した者は、これを「次の各号のいずれかに該当する者は、これを」に、「三万円」を「五十万円」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三條第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで風俗営業を営んだ者
二 偽りその他不正の手段により第三條第一項の許可又は第七條第一項の承認を受けた者
三 第三十一條の規定に違反した者
四 第三十六條、第三十條、第三十四條第二項又は第三十五條の規定による公安委員会の処分」に違反した者

第七條第四項を削り、同条第三項中「第四條の三第一項第一号又は第二項第一号の規定に違反した」を「第二十二條第二号若しくは第三号(第三十二條第三項において準用する場合を含む。）」又は第二十八條第五項第二号に掲げる行為をした」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三條若しくは第四條の二第一項の規定に基づき都道府県の条例に違反し、又は第四條の三の規定に違反した者又は第四條の四第一項の規定に違反し、

若しくは同条第二項の規定に基づき都道府県の条例に違反した者は、これを六箇月」を「次の各号のいずれかに該当する者は、六月」に、「一万円」を「三十万円」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第三項とする。

一 第九條第一項(第二十條第十項において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。))の規定に違反して第九條第一項の承認を受けないで営業所の構造又は設備(第四條第三項に規定する遊技機を含む。))の変更をした者
二 偽りその他不正の手段により第九條第一項の承認を受けた者
三 第二十二條(第三十二條第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者
四 第二十三條第一項第一号又は第二号の規定に違反した者
五 第二十三條第二項の規定に違反した者
六 第二十八條第一項の規定に違反した者
七 第二十八條第二項又は第三十三條第四項の規定に基づき都道府県の条例の規定に違反した者

八 第二十八條第五項の規定に違反した者
第七條第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十條第六項又は第三十九條第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七條に次の二項を加え、同条を第四十九條とする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項の許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者
二 第二十三條第一項第三号又は第四号(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者
三 第二十四條第一項の規定に違反した者
四 第二十七條第一項の規定に違反して届出書

を提出せず、若しくは第三十三條第一項若しくは第三十三條の規定に違反して届出書若しくは同条第一項の届出書に係る添付書類を提出せず、又は第二十七條第一項若しくは第三十三條第一項の届出書若しくは同項の届出書に係る同条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

5 第三十六條の規定に違反して従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
6 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六條の規定に違反した者
二 第七條第五項の規定に違反した者
三 第九條第三項(第二十條第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))、第二十七條第二項若しくは第三十三條第二項若しくは第三十三條の規定に違反して届出書若しくは添付書類(前項第四号に規定するものを除く。以下この号において同じ。))を提出せず、又は第九條第三項、第二十七條第二項若しくは第三十三條第二項若しくは第三十三條第三項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第十條第一項の規定に違反した者
五 第三十一條第四項の規定に違反した者
六 第三十七條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六條の二の見出しを「(方面公安委員会への権限の委任)」に改め、同条中「この法律」の下に「又はこの法律に基づく命令」を加え、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を第四十六條とし、同条の次に次の二条及び章名を加える。

(経過措置)
第四十七條 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
(国家公安委員会規則への委任)
第四十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第七章 罰則
第六條を削る。

第五條の二中「第四條第二項若しくは第三項又は第四條の二第二項」を「第二十六條第二項若しくは第三十四條第二項」に、「の停止」を「に係る営業の全部若しくは一部の停止」に、「第四條の四第四項」を「第三十條第三項」に、「浴場営業」を「浴場営業、興行場営業若しくは旅館業」に、「又は第四條の五」を「又は第三十五條」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第四十二條とし、同条の次に次の三條を加える。

(手数料)
第四十三條 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を、条例で定めるところにより都道府県に納めなければならない。

一 第三條第一項の許可を受けようとする者
二 第三條第三項の許可の更新を受けようとする者
三 第五條第四項の許可証の再交付を受けようとする者

四 第七條第一項の承認を受けようとする者
五 第九條第一項の承認を受けようとする者
六 第九條第四項の許可証の書換えを受けようとする者
七 第二十條第十項において準用する第九條第一項の承認を受けようとする者

昭和五十九年七月六日 衆議院會議録第三十三号

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

八 第二十四条第六項の講習を受けようとする者

(風俗営業者の団体)

第四十四条 風俗営業者が風俗営業の業務の適正化と風俗営業の健全化を図ることを目的として組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、国家公安委員会又は公安委員会に、名称、事務所所在地その他の総理府令で定める事項を届け出なければならぬ。

(警察庁長官への権限の委任)

第四十五条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により国家公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。

第五十条 第一項中「公安委員会が、第四条の規定により、営業の許可を取り消し、若しくは営業の停止を命じ、第四条の二第二項、第四条の四第四項若しくは第四条の五の規定により、営業の停止を命じ、又は前条第三項の規定により、営業の廃止を命じようとするときは、当該営業を営む者又はその代理人の出頭を求めて」を「公安委員会は、第八条、第二十四条第五項、第二十六条、第三十条、第三十四条第二項、第三十五条又は第三十九条第四項の規定による処分を行おうとするときは」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならぬ。

第五十条第二項を次のように改める。

2 聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。
第五十条に次の三項を加え、同条を第四十一条とする。

3 公安委員会は、第四条第一項第一号若しくは第二号に該当すると認めた者又は当該公安委員会があらかじめ指定する医師の診断に基づき同項第四号に該当すると認めた者については、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第八号又は第二十四条第五項の規定による処分を行うことができる。

4 公安委員会は、当該処分に係る者が正当な理由がなくて出頭しないとき、又は当該処分に係る者の所在が不明であるため第一項の通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、同項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで同項前段に規定する処分を行うことができる。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、前条第三項において準用する第三十九条第四項の規定による国家公安委員会の処分について準用する。

第四十条の六を削る。

第四十条の五の見出し中「停止」を「規制」に改め、同条中「興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第二項に規定するものをいう。以下同じ」を「第二条第四項第二号の営業を除く。第三十八条第二項において同じ」に、「代理人、使用人その他の従業者」を「代理人等」に、「こえない」を「超えない」に、「停止」を「全部又は一部の停止」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の一章、章名及び三条を加える。

第五章 監督

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、風俗関連営業を営む者及び深夜において飲食店営業を営む者(次条第一項において「風俗営業者等」という。)は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他総理府令で定める事項を記載しなければならぬ。

(立入検査等)

第三十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者等に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員にその営業所(深夜において飲食店営業を営む者に係る営業所にあつては、深夜における当該営業所に限るものとし、個室その他これに類する施設(以下この項において「個室等」という。)を設ける営業所にあつては、客が在室する個室等を除く。)に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(少年指導委員)

第三十八条 公安委員会は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、少年指導委員を委嘱することができる。

- 一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- 二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- 三 生活が安定していること。
- 四 健康で活動力を有すること。

2 少年指導委員は、風俗営業及び風俗関連営業等(風俗関連営業、飲食店営業及び興行場営業をいう。)に関し、少年を指導し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、その他少年の健全な育成に資するための活動で、国家公安委員会規則で定めるものを行う。

3 少年指導委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 少年指導委員は、名誉職とする。

5 公安委員会は、少年指導委員が次の各号のい

ずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- 一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。
- 二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。
- 三 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。

6 前各項に定めるもののほか、少年指導委員に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(都道府県風俗環境浄化協会)

第三十九条 公安委員会は、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県風俗環境浄化協会(以下「都道府県協会」という。)として指定することができる。

2 都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 風俗環境に関する苦情を処理すること。
- 二 この法律に違反する行為を防止するための啓発活動を行うこと。
- 三 少年指導委員の活動を助けること。
- 四 公安委員会の委託を受けて第二十四条第六項の講習を行うこと。
- 五 公安委員会の委託を受けて第三条第一項の許可の申請に係る営業所に關し、第四条第二項第一号又は第二号に該当する事由の有無について調査すること。
- 六 公安委員会の委託を受けて第九条第一項の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。
- 七 前各号の事業に附帯する事業

3 公安委員会は、都道府県協会の財産の状況又

はその事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、都道府県協会に對し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができ

4 公安委員会は、都道府県協会が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 都道府県協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第五号又は第六号の規定による調査の業務（次項において「調査業務」という。）に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 調査業務に従事する都道府県協会の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に關しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 都道府県協会の指定の手續その他都道府県協会に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（全国風俗環境浄化協会）

第四十条 国家公安委員会は、都道府県協会の健全な発達を圖るとともに、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を圖ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確實に行うことができるものと認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国風俗環境浄化協会（以下「全国協会」という。）として指定することができる。

2 全国協会は、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 風俗環境に關する苦情の処理に係る業務を担当する者その他都道府県協会の業務を行う者に対する研修を行うこと。
- 二 この法律に違反する行為を防止するための二以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと。
- 三 少年の健全な育成に及ぼす風俗環境の影響に關する調査研究を行うこと。

四 都道府県協会の事業について、連絡調整を圖ること。

五 前各号の事業に附帶する事業

3 前条第三項、第四項及び第七項の規定は、全国協会について準用する。この場合において、同条第三項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第四項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替へるものとする。

第四條の四の見出しを（風俗関連営業の禁止区域等）に改め、同条第一項中「浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。以下同じ。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接觸する役務を提供する営業（以下「個室付浴場業」という。）を「風俗関連営業」に改め、（昭和二十二年法律第六十四号）を削り、「を害する」と「若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす」に改め、同条第二項中「を害する」と「若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす」に改め、同条第三項中「公衆浴場法第二条第一項の許可を受けて個室付浴場業」を「前条第一項の届出書を出して風俗関連営業」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、風俗関連営業（第二条第四項第三号の営業その他国家公安委員会規則で定める風俗関連営業を除く。）の深夜（午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。）における営業時間を制限することができる。

5 風俗関連営業を営む者は、次に掲げる行為を第四條の四に次の二項を加える。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十九年七月六日 衆議院會議録第三十三号

してはならない。

一 当該営業に關し客引きをすること。

二 営業所で十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

三 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。

四 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

6 第十六條及び第十八條の規定は、風俗関連営業を営む者について準用する。この場合において、第十六條中「営業所周辺における清浄な」とあるのは、「清浄な」と読み替へるものとする。

第四條の四を第二十八條とし、同條の次に次の三條、一節及び節名を加える。

（指示）

第二十九條 公安委員会は、風俗関連営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定（前条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定を除く。）に違反したときは、当該風俗関連営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

（営業の停止等）

第三十條 公安委員会は、風俗関連営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、この法律に規定する罪（第四十九條第三項第六号及び第七十號の罪を除く。）刑法第七十四條、第七十五號若しくは第八十二條の罪若しくは売春防止法第二章に規定する罪に當たる違法な行為その他善良の風俗を害し、若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は風俗関連営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該風俗関連営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む風俗関連営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗関連営業

業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の場合において、当該風俗関連営業を営む者が第二十八條第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により風俗関連営業を営んでいないこととされる区域又は地域において風俗関連営業を営む者であるときは、その者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該施設を用いて営む風俗関連営業の廃止を命ずることができる。

3 公安委員会は、前二項の規定により風俗関連営業（第二条第四項第四号及び第五号の営業を除く。以下この項において同じ。）の停止又は廃止を命ずるときは、当該風俗関連営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む浴場業（公衆浴場法第二条第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）興行場営業（興行場法第二条第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）又は旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第三条第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）について、八月（第一項の規定により風俗関連営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（標章のはり付け）

第三十一條 公安委員会は、前条第一項の規定により風俗関連営業の停止を命じたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該命令に係る施設の出入口の見やすい場所に、総理府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

2 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、前項の規定により標章をはり付けられた施設について、標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会

風俗營業等取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇一八

第二十七条 風俗関連営業を営もうとする者は、風俗関連営業の種類（第二条第四項各号に規定

する風俗関連営業の種別をいう。以下同じ。に
応じて、営業所ごとに、公安委員会に、次の事
項を記載した届出書を提出しなければならな
い。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 風俗関連営業の種別

四 前三号に掲げるもののほか、総理府令で定
める事項

2 前項の届出書を提出した者は、当該風俗関連
営業を廃止したとき、又は同項各号（第三号を
除く。）に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項
にあつては、営業所の名称に限る。）に変更があ
つたときは、公安委員会に、廃止又は変更に係
る事項その他の総理府令で定める事項を記載し
た届出書を提出しなければならない。

第三条の見出しを「（条例への委任）に改め、同
条中「都道府県」を「第十二条から第十九条まで
及び前条第一項に定めるもののほか、都道府県」
に、「風俗営業を営もうとする者の資格並びに風
俗営業における営業の場所、営業時間、営業を営
む者の行為及び営業所の構造設備を風俗営業
者の行為に、」を「を営む者の行為を防止するに」を
「若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健
全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」に
改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の四
条を加える。

（禁止行為）

第二十二條 風俗営業を営む者は、次に掲げる行
為をしてはならない。

一 当該営業に関し客引きをすること。

二 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさ
せ、又は客の相手となつてダンスをさせるこ
と。

三 営業所で午後十時から翌日の日出時までの
時間において十八歳未満の者を客に接する業
務に従事させること。

四 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入
らせること（ダンス教授等にあつては、午
後十時から翌日の日出時までの時間において
客として立ち入らせること。）。

五 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこ
を提供すること。

（遊技場営業者の禁止行為）

第二十三條 第二項第一項第七号の営業（ぱちん
こ屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者
は、前条の規定によるほか、その営業に関し、
次に掲げる行為をしてはならない。

一 現金又は有価証券を賞品として提供すること。

二 客に提供した賞品を買い取ること。

三 遊技の用に供する玉、メダルその他これら
に類する物（次号において「遊技球等」とい
う。）を客に営業所外に持ち出させること。

四 遊技球等を客のために保管したことを表示
する書面を客に発行すること。

2 第二項第一項第七号のまじやん屋又は同項
第八号の営業を営む者は、前条の規定によるほ
か、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品
を提供してはならない。

3 第一項第三号及び第四号の規定は、第二項第
一項第八号の営業を営む者について準用する。

（営業所の管理者）

第二十四條 風俗営業者は、営業所ごとに、当該
営業所における業務の実施を統括管理する者の
うちから、第三項に規定する業務を行う者とし
て、管理者一人を選任しなければならない。た
だし、管理者として選任した者が欠けるに至つ
たときは、その日から十四日間は、管理者を選
任しておかなくてもよい。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者
となることができず。

一 未成年者

二 第四条第一項第一号から第七号までのい
ずれかに該当する者

3 管理者は、当該営業所における業務の実施に
関し、風俗営業者又はその代理人、使用人その
他の従業者（以下「代理人等」という。）に対し、
これらの者が法令の規定を遵守してその業務を
実施するため必要な助言又は指導を行い、その
他当該営業所における業務の適正な実施を確保
するため必要な業務で国家公安委員会規則で定
めるものを行うものとする。

4 風俗営業者又はその代理人等は、管理者が前
項に規定する業務として行う助言を尊重し、又
はその業務として行う指導に従わなければならない。

5 公安委員会は、管理者が第二項第二号に該当
すると認めたとき、又はその者がその職務に関
し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に
違反した場合において、その情状により管理者
として不適当であると認めたときは、風俗営業
者に対し、当該管理者の解任を命ずることがで
きる。

6 公安委員会は、第三項に規定する管理者の業
務を適正に実施させるため必要があると認める
ときは、国家公安委員会規則で定めるところに
より、管理者に対する講習を行うことができる。

7 風俗営業者は、公安委員会からその選任に係
る管理者について前項の講習を行う旨の通知を
受けたときは、当該管理者に講習を受けさせな
ければならない。

（指示）

第二十五條 公安委員会は、風俗営業者又はその
代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法律
に基づく条例の規定に違反した場合において、
善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又
は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあ
ると認めるときは、当該風俗営業者に対し、善
良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為
又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防
止するため必要な指示をすることができる。

第二条の二を削る。

第二項第一項中「前条の営業」を「風俗営業に、
」を「当該都道府県が条例で定めるところにより、」を
「風俗営業の種別（前条第一項各号に規定する風俗
営業の種別をいう。以下同じ。）に」に改め、営業所
ごとに、当該営業所の所在地を管轄するに改め、
同条第二項を次のように改める。

2 公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な風
俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障
害を及ぼす行為を防止するため必要があると認
めるときは、その必要の限度において、前項の
許可に条件を付し、及びこれを変更することが
できる。

第二項第三項中「前条第七号」を「前条第一項第
七号」に改め、同条を第三号とし、同条の次に次
の八号、草名及び九号を加える。

（許可の基準）

第四條 公安委員会は、前条第一項の許可を受け
ようとする者が次の各号のいずれかに該当する
ときは、許可をしてはならない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で
復権を得ないもの

二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せら
れ、又は第四十九條第一項に規定する罪、刑
法（明治四十年法律第四十五号）第百七十四
條、第百七十五條、第百八十二條、第百八十
五條若しくは第百八十六條の罪、売春防止法
（昭和三十一年法律第百十八号）第二章に規定
する罪若しくは職業安定法（昭和二十二年法
律第百四十一号）第六十三條第二号の罪を犯
し、若しくは労働基準法（昭和二十二年法律
第四十九号）第六十三條第二号若しくは児童
福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三
十四條第一項第五号、第六号若しくは第九号
の規定に違反して一年未満の懲役若しくは罰
金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は
執行を受けることがなくなつた日から起算し
て五年を経過しない者

昭和五十九年七月六日 衆議院會議録第三十三号 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案及び同報告書 一〇二〇

三 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

四 精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

五 第二十六条第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る職員の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）

六 第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る職員の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

七 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十一条第一項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は返納の日から起算して五年を経過しないもの

八 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が風俗営業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号の

いずれにも該当しない場合を除くものとする。

九 法人でその役員のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

二 公安委員会は、前条第一項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしないものとする。

一 営業所の構造又は設備（次項に規定する遊技機を除く。第九条、第十二条及び第三十九条第二項第六号において同じ。）が風俗営業の種別に応じて国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないとき。

二 営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。

三 営業所に第二十四条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由があるとき。

三 第二十一条第一項第七号の営業（ばちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

（許可の手續及び許可証）

第五条 第三十一条第一項の許可を受けようとする者は、公安委員会に、次の事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、当該許可申請書には、営業の方法を記載した書類その他の総理府令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 風俗営業の種類

四 営業所の構造及び設備の概要

五 第二十四条第一項の管理者の氏名及び住所

六 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

七 公安委員会は、第三十一条第一項の許可をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

三 公安委員会は、第三十一条第一項の許可をしないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。

四 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可証の掲示義務）

第六条 風俗営業者は、許可証を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（相続）

第七条 風俗営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該風俗営業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた風俗営業を引き継ぎ営もうとするときは、その相続人は、国家公安委員会規則で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に公安委員会に申請して、その承認を受けなければならない。

二 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした風俗営業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

三 第四十一条第一項の規定は、第一項の承認の申請をした相続人について準用する。

四 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る風俗営業者の地位を承継する。

五 第一項の承認の申請をした相続人は、その承認を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に提出して、その

書換えを受けなければならない。

六 前項に規定する者は、第一項の承認をしない旨の通知を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に返納しなければならない。

（許可の取消し）

第八条 公安委員会は、第三十一条第一項の許可を受けた者（前条第一項の承認を受けた者を含む。第十一条において同じ。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により当該許可又は承認を受けたこと。

二 第四十一条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。

三 当該許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

四 三月以上所在不明であること。

（構造及び設備の変更等）

第九条 風俗営業者は、増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更（総理府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。

二 公安委員会は、前項の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が第四十一条第二項第一号の技術上の基準及び第三十一条第二項の規定により公安委員会が付した条件に適合していると認めるときは、前項の承認をしなければならない。

三 風俗営業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

一 第五十一条第一項各号（第三号及び第四号を除

く）

二 公安委員会は、前項の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が第四十一条第二項第一号の技術上の基準及び第三十一条第二項の規定により公安委員会が付した条件に適合していると認めるときは、前項の承認をしなければならない。

三 風俗営業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

一 第五十一条第一項各号（第三号及び第四号を除

く）

二 公安委員会は、前項の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が第四十一条第二項第一号の技術上の基準及び第三十一条第二項の規定により公安委員会が付した条件に適合していると認めるときは、前項の承認をしなければならない。

三 風俗営業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

一 第五十一条第一項各号（第三号及び第四号を除

く）

二 公安委員会は、前項の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が第四十一条第二項第一号の技術上の基準及び第三十一条第二項の規定により公安委員会が付した条件に適合していると認めるときは、前項の承認をしなければならない。

三 風俗営業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

一 第五十一条第一項各号（第三号及び第四号を除

く。に掲げる事項(同項第二号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に限る。)に変更があつたとき。

二 営業所の構造又は設備につき第一項の軽微な変更をしたとき。

4 前項第一号の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(許可証の返納等)

第十条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証(第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証)を公安委員会に返納しなければならない。

一 風俗営業を廃止したとき。

二 許可が取り消されたとき。

三 許可の有効期間の経過により、許可が効力を失つたとき。

四 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

2 前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、許可は、その効力を失う。

3 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき

(第一号に掲げる場合にあつては、相続人が第七条第一項の承認の申請をしなかつたときに限る。)は、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(名義貸しの禁止)

第十一条 第三条第一項の許可を受けた者は、自己の名義をもつて、他人に風俗営業を営ませてはならない。

第三章 風俗営業者の遵守事項等

(構造及び設備の維持)

第十二条 風俗営業者は、営業所の構造及び設備を、第四条第二項第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(営業時間の制限)

第十三条 風俗営業者は、午前零時(都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日にあつては、午前零時以後においてその定める時)から日出時までの時間において、その営業を営んではならない。

2 都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、前項の規定によるほか、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができる。

(照度の規制)

第十四条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を、風俗営業の種別に応じて国家公安委員会規則で定める数値以下としてその営業を営んではならない。

(騒音及び振動の規制)

第十五条 風俗営業者は、営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県の条例で定める数値以上の騒音又は振動(人声その他その営業活動に伴う騒音又は振動に限る。)が生じないように、その営業を営まなければならない。

(広告及び宣伝の規制)

第十六条 風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。

(料金の表示)

第十七条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その営業に係る料金で国

家公安委員会規則で定める種類のものを、営業所において客に見やすいように表示しなければならない。

(年少者の立入禁止の表示)

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨(第二条第一項第四号の営業(専ら客にダンスを教授するための営業に限る。)に係る営業所で少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの及び同項第八号の営業に係る営業所(第二十二条第四号において「ダンス教授所等」という。)にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨)を営業所の入り口に表示しなければならない。

(遊技料金等の規制)

第十九条 第二条第一項第七号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度(まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金)に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。

(遊技機の規制及び認定等)

第二十条 第四条第三項に規定する営業を営む風俗営業者は、その営業所に、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして同項の国家公安委員会規則で定める基準に該当する遊技機を設置してその営業を営んではならない。

2 前項の風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該営業所における遊技機につき同項に規定する基準に該当しない旨の公安委員会の認定を受けることができる。

3 国家公安委員会は、政令で定める種類の遊技機の型式に関し、国家公安委員会規則で、前項の公安委員会の認定につき必要な技術上の規格を定めることができる。

4 前項の規格が定められた場合においては、遊

技機の製造業者(外国において本邦に輸出する遊技機を製造する者を含む。)又は輸入業者は、その製造し、又は輸入する遊技機の型式が同項の規定による技術上の規格に適合しているか否かについて公安委員会の検定を受けることができる。

5 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、第二項の認定又は前項の検定に必要な試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者(以下「指定試験機関」という。)に行わせることができる。

6 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しは、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 第二項の認定、第四項の検定又は第五項の試験を受けようとする者は、実費を勘案して国家公安委員会規則で定める額の手数料を、条例(第五項の指定試験機関が行う試験に係る手数料にあつては、国家公安委員会規則)で定めるところにより納めなければならない。

9 前項の手数料は、都道府県(第五項の指定試験機関が行う試験に係る手数料にあつては、当該指定試験機関)の収入とする。

10 第九条第一項、第二項及び第三項第二号の規定は、第一項の風俗営業者が設置する遊技機の増設、交替その他の変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第四条第二項第一号の技術上の基準及び」とあるのは、「第四条第三項の基準に該当せず、かつ」と読み替へるものとする。

11 第四項の型式の検定、第五項の指定試験機関

第一条の見出しを「用語の意義」に改め、同条

又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを經營する營業

三 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この号において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる營業

四 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真その他の物品で政令で定めるものを販売

五 前各員は、振興の爲め、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与へる影響が著しい営業（性風俗に関するものに限る。）として政令で定めるもの

第一条を第二条とし、同条の次に次の章名を付する。

第一条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗を

各号のいずれかに該当する營業をいう。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

(新たに風俗營業に該當することとなる營業に
関する経過措置)

(以下「施行日」という。) から三月を経過する日

2 前項に規定する者が施行日から三月を経過す

(從前の風俗營業に関する經過措置)

2 この法律の施行の際現に旧法第二条第一項の

(風俗関連営業に関する経過措置)

場合にあつては、その提出した日）までの間は同項及び新法第二十八条（第四項から第六項までを除く。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者（この法律の施行の際現に旧法第四条の四第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により同条第一項の個室付浴場業を営むことができないこととされてゐた区域又は地域において新法第二条第四項第一号の営業を営んでいる者（旧法第四条の四第三項の営業を営んでいる者を除く。）を除く。）が施行日から一月を経過する日までの間に当該営業について新法第二十七条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合においては、当該届出書に係る風俗関連営業を営んでいる者は、新法第二十八条第三項の規定の適用については、この法律の施行の際現に新法第二十七条第一項の届出書を提出して当該風俗関連営業を営んでいる者とみなす。

（深夜における酒類提供飲食店営業に関する経過措置）

第五条 前条の規定は、この法律の施行の際現に深夜において酒類提供飲食店営業を営んでいる者について準用する。この場合において、同条第一項中「新法第二十七条第一項各号」とあるのは「新法第三十三条第一項各号」と、「同項及び第二十八条（第四項から第六項までを除く。）とあるのは「同項」と、同条第二項中「新法第二十七条第一項各号」とあるのは「新法第三十三条第一項各号」と、「新法第二十八条第三項」とあるのは「新法第三十三条第五項」と、「新法第二十七条第一項」とあるのは「新法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

（行政処分等に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に係るこの法律の施行後における許可の取消し、停止その他の処分については、なお従前の例による。

2 旧法の規定により公安委員会がした許可の取消し、停止その他の処分若しくは通知その他の

場合にあつては、その提出した日）までの間は、同項及び新法第二十八条（第四項から第六項までを除く。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者（この法律の施行の關係に）
旧法第四条の四第一項の規定又は同条第二項の
規定に基づく条例の規定により同条第一項の個
室付浴場業を営むことができないこととされて
いた区域又は地域において新法第二条第四項第
一号の営業を営んでいる者（旧法第四条の四第
三項の営業を営んでいる者を除く。）を除く。が
施行日から一月を経過する日までの間に当該営
業について新法第二十七条第一項各号に掲げる
事項を記載した届出書を提出した場合において
は、当該届出書に係る風俗関連営業を営んでい
る者は、新法第二十八条第三項の規定の適用に
ついては、この法律の施行の際現に新法第二十
七条第一項の届出書を提出して当該風俗関連営
業を営んでいる者とみなす。

(深夜における酒類提供飲食店営業に関する措置)

第五條 前條の規定は、この法律の施行の際現に深夜において酒類提供飲食店營業を営んでゐる者について準用する。この場合において、同條第一項中「新法第二十七條第一項各号」とあるは「新法第三十三條第一項各号」と、「同項及第二十八條(第四項から第六項までを除く。)」とあるのは「同項」と、同條第二項中「新法第二十七條第一項各号」とあるのは「新法第三十三條第一項各号」と、「新法第二十八條第三項」とあるのは「新法第三十三條第五項」と、「新法第二十七條第一項」とあるのは「新法第三十三條第一項」と読み替へるものとする。

(行政処分等に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前にした行為に係るこの法律の施行後における許可の取消し、停止その他の処分については、なお従前の例による。

2 旧法の規定により公安委員会がした許可の取消し、停止その他の処分若しくは通知その他の

行為又は旧法の規定によりされている許可の申請その他の行為は、新法の規定により公安委員会がした許可の取消し、停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は新法の規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第七條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(児童福祉法の一部改正)
第八條 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項第四号の三中「風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第一条第一号から第六号までに掲げる」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項第一号から第六号までに掲げる営業及び同条第四項の風俗関連営業に該当する」に改める。

(旅館業法の一部改正)
第九條 旅館業法の一部を次のように改正する。

第八條第二号中「風俗営業等取締法」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に、「第一条第一号から第六号までに掲げる」を「第二条第一項第一号から第六号までに掲げる営業及び同条第四項の風俗関連営業に該当する」に改める。

(建築基準法の一部改正)
第十條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

別表第二(一)項第七号中「風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第四条の四第一項の個室付浴場業」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第四項第一号に該当する営業」に改める。

理 由

最近における風俗環境の変化と少年非行の増大の傾向にかんがみ、風俗営業及び風俗関連営業等に関し、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するとともに、風俗営業の健全化とその業務の適正化に資するため、風俗営業に関し、営業者の資格、営業時間、営業場所、営業者の遵守事項等についての規定を整備し、管理者の制度を創設する等の措置を講ずるとともに、風俗関連営業等に関し、営業の場所、営業時間等の規制その他必要な規定の整備を行い、あわせて少年指導委員、風俗環境浄化協会の指定等の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本法案は、最近における風俗環境の変化と少年非行の増大の傾向にかんがみ、風俗営業及び風俗関連営業等に関し、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するとともに、風俗営業の健全化とその業務の適正化に資するための措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 題名の変更及び目的規定の新設

法律の題名を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に改め、この法律の目的を「風俗営業及び風俗関連営業等に関し、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止のための措置を講ずるとともに、風俗営業の健全化に資するためその業務の適正化を促進する等の措置を講ずること」とすること。

2 風俗営業に関する改正

(一) ゲームセンター等のゲーム機設置営業を

新たに風俗営業とすること。

(一) 従来条例により定められていた許可の基準を整備し、許可をしない者には、暴力団員、覚せい剤中毒者等を加えることとするほか、相続の承認の制度を設け、許可の手続等の規定を整備すること。

(二) 従来条例により定められていた風俗営業者の遵守事項について整備すること。

(三) 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、遊技機について著しく射幸心をそそるおそれがない旨の認定をすることができ、また、遊技機の製造業者等は、遊技機の型式について技術上の規格に適合しているか否かについての検定を受けることができることとする。

(四) 公安委員会は、指定試験機関に、認定又は型式の検定に係る試験事務を行わせることができることとする。

(五) 風俗営業者に係る禁止行為、営業所の管理者並びに指示及び行政処分についての規定を整備すること。

3 風俗関連営業に関する改正

(一) 風俗関連営業は、個室付浴場業、モーテル営業のほか、いわゆるストリップ劇場、のぞき劇場、ラブホテル、アダルトショップ等とし、この定義規定を整備すること。

(二) 風俗関連営業者は、営業所ごとに公安委員会に届け出ることとする。

(三) 風俗関連営業については、学校、官公庁その他特定の施設の周辺及び条例で定める地域においては、営業を禁止することとする。

(四) 風俗関連営業については、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより営業時間を制限することができることとする。

(五) 風俗関連営業者に係る禁止行為及び遵守事項についての規定を整備すること。

(六) 公安委員会は、風俗関連営業者がこの法律に違反する行為等を行った場合には、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができることとする。

(七) 公安委員会は、風俗関連営業者が指示に違反した場合及び公然わいせつ等一定の犯罪を犯した場合には、八月以下の営業停止処分又は営業廃止処分(営業所が営業禁止区域にあるときに限る。)を命ずることができることとする。

4 深夜飲食店営業等に関する改正
(一) 従来条例により定められていた深夜飲食店営業者の遵守事項及び禁止行為等についての規定を整備すること。

(二) バー、酒場その他客に酒類を提供して営む飲食店営業(以下「酒類提供飲食店営業」という。)を深夜において営もうとする者は、営業所ごとに公安委員会に届け出ることとする。

(三) 都道府県は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、地域を定めて、深夜において酒類提供飲食店営業を営むことを禁止することができることとする。

(四) 飲食店営業者に係る指示及び行政処分についての規定を整備すること。

5 少年指導委員及び風俗環境浄化協会に関する規定の新設
(一) 風俗営業等に関し、少年を補導し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する等の活動を行う少年指導委員の制度を設けること。

(二) 善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図るため、風俗環境に関する苦情処理、公安委員会の調査の委託事務等を行う風俗環境浄化協会の制度

を設けること。

6 その他

前記の措置に伴い、警察職員の立入り、聴聞、手数料、罰則の規定の整備等所要の規定の整備をすること。

二 議案の修正議決理由

最近における風俗環境の変化と少年非行の増大という状況にかんがみ、目的規定の新設、ゲームセンター等の風俗営業への追加、風俗関連営業の規制、少年指導委員及び風俗環境浄化協会の新設その他規定の整備等を行おうとすることは、時宜に適合するものと認め、ゲームセンター等への少年の立入時間を午後十時までとしていること、営業所の管理者の助言又は指導の遵守義務及び解任、警察職員の立入検査等については修正することを必要と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、日本社会党・護憲共同提案に係る修正案が、また、日本共産党・革新共同提案に係る修正案が提出されたが、いずれも否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十九年七月五日

地方行政委員長 大石 千八

衆議院議長 福永 健司殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第七条に次の二項を加え、同条を第四十九条とする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第二十三条第一項第三号又は第四号(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定

に違反した者

三 第二十四条第一項の規定に違反した者

四 第二十七条第一項の規定に違反して届出書を提出せず、若しくは第三十三条第一項若しくは第三項の規定に違反して届出書若しくは同条第一項の届出書に係る添付書類を提出せず、又は第二十七条第一項若しくは第三十三条第一項の届出書若しくは同項の届出書に係る同条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

五 第三十六条の規定に違反して従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

6 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反した者

二 第七条第五項の規定に違反した者

三 第九条第三項(第二十條第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第二十七條第二項若しくは第三十三條第二項若しくは第三項の規定に違反して届出書若しくは添付書類(前項第四号に規定するものを除く。以下この号において同じ。)を提出せず、又は第九條第三項、第二十七條第二項若しくは第三十三條第二項若しくは第三項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第十條第一項の規定に違反した者

五 第三十一條第四項の規定に違反した者

六 第三十七條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五條第一項中「公安委員会が、第四條の規定により、営業の許可を取り消し、若しくは営業の

停止を命じ、第四條の二第二項、第四條の四第四項若しくは第四條の五の規定により、営業の停止を命じ、又は前条第三項の規定により、営業の廃止を命じようとするときは、当該営業を営む者又はその代理人の出頭を求めて、公安委員会は、第八條、第二十四條第五項、第二十六條、第三十條、第三十四條第二項、第三十五條又は第三十九條第四項の規定による処分を行おうとするときはに改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならぬ。

第五條に次の三項を加え、同条を第四十一條とする。

3 公安委員会は、第四條第一項第一号若しくは第二号に該当すると認めたる者又は当該公安委員会があらかじめ指定する医師の診断に基づき同項第四号に該当すると認めたる者については、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第八條又は第二十四條第五項の規定による処分を行うことができる。

4 公安委員会は、当該処分に係る者が正当な理由がなく出頭しないとき、又は当該処分に係る者の所在が不明であるため第一項の通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、同項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで同項前段に規定する処分を行うことができる。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、前条第三項において準用する第三十九條第四項の規定による国家公安委員会の処分について準用する。

第四條の五の見出し中「停止」を「規制」に改め、同条中「興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一條第二項に規定するものをいう。以下同

じ」を「第二條第四項第二号の営業を除く。第三十八條第二項において同じ。」に、「代理人、使用人その他の従業者」を「代理人等」に、「こえない」を「超えない」に、「停止」を「全部又は一部の停止」に改め、同条を第三十五條とし、同条の次に次の一章、章名及び三條を加える。

第五章 監督

(従業者名簿)

第三十六條 風俗営業者、風俗関連営業を営む者及び深夜において飲食店営業を営む者(次条第一項において「風俗営業者等」という。)は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他総理府令で定める事項を記載しなければならぬ。

(報告及び立入り)(立入検査等)

第三十七條 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者等に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員にその営業所(深夜において飲食店営業を営む者に係る営業所にあつては、深夜における当該営業所に限るものとし、個室その他これに類する施設(以下この項において「個室等」という。))を設ける営業所にあつては、客が在室する個室等を除く。に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業又は風俗関連営業の営業所(個室その他これに類する施設(以下この項において「個室等」という。))を設ける営業所にあつては、客が在室する個室等を除く。に立ち入ることができ、深夜においては、設備を設けて客に飲食をさせる営業所の営業所についても同様とする。

12 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に

提示しなければならない。

13 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(少年指導委員)

第三十八条 公安委員会は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、少年指導委員を委嘱することができる。

- 一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- 二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- 三 生活が安定していること。
- 四 健康で活動力を有すること。

2 少年指導委員は、風俗営業及び風俗関連営業等(風俗関連営業、飲食店営業及び興行場営業をいう。)に関し、少年を指導し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、その他少年の健全な育成に資するための活動で、国家公安委員会規則で定めるものを行う。

3 少年指導委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 少年指導委員は、名譽職とする。

5 公安委員会は、少年指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- 一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。
- 二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。
- 三 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。

6 前各項に定めるもののほか、少年指導委員に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(都道府県風俗環境浄化協会)

第三十九条 公安委員会は、善良の風俗の保持及

昭和五十九年七月六日 衆議院會議録第三十三号

び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県風俗環境浄化協会(以下「都道府県協会」という。)として指定することができる。

2 都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 風俗環境に関する苦情を処理すること。
- 二 この法律に違反する行為を防止するための啓発活動を行うこと。
- 三 少年指導委員の活動を助けること。
- 四 公安委員会の委託を受けて第二十四条第六項の講習を行うこと。

五 公安委員会の委託を受けて第三條第一項の許可の申請に係る営業所に關し、第四條第二項第一号又は第二号に該当する事由の有無について調査すること。

六 公安委員会の委託を受けて第九條第一項の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が第四條第二項第一号の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。

七 前各号の事業に附帯する事業

3 公安委員会は、都道府県協会の財産の状況又はその事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、都道府県協会に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 公安委員会は、都道府県協会が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 都道府県協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第五号又は第六号の規定による調査の業務(次項において「調査業務」という。)に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 調査業務に従事する都道府県協会の役員又は

職員は、刑法その他の罰則の適用に關しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 都道府県協会の指定の手續その他都道府県協会に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(全国風俗環境浄化協会)

第四十条 国家公安委員会は、都道府県協会の健全な発達を図るとともに、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国風俗環境浄化協会(以下「全国協会」という。)として指定することができる。

2 全国協会は、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 風俗環境に関する苦情の処理に係る業務を担当する者その他都道府県協会の業務を行う者に対する研修を行うこと。
- 二 この法律に違反する行為を防止するための二以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと。
- 三 少年の健全な育成に及ぼす風俗環境の影響に關する調査研究を行うこと。
- 四 都道府県協会の事業について、連絡調整を図ること。

五 前各号の事業に附帯する事業

3 前条第三項、第四項及び第七項の規定は、全国協会について準用する。この場合において、同条第三項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第四項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替へるものとする。

4 同条の四を第二十八条とし、同条の次に次の三條、一節及び節名を加える。

(指示)

第二十九条 公安委員会は、風俗関連営業を営む

者又はその代理人等が、当該営業に關し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定(前条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定を除く。)に違反したときは、当該風俗関連営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

(営業の停止等)

第三十条 公安委員会は、風俗関連営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、この法律に規定する罪(第四十九條第三項第六号及び第七号の罪を除く。)刑法第七十四條、第七十五條若しくは第八十二條の罪若しくは危害防止法第二章に規定する罪に當たる違法な行為その他善良の風俗を害し、若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は風俗関連営業を営む者がこの法律に基づく処分違反したときは、当該風俗関連営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む風俗関連営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗関連営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の場合において、当該風俗関連営業を営む者が第二十八條第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により風俗関連営業を営んでいないこととされる区域又は地域において風俗関連営業を営む者であるときは、その者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該施設を用いて営む風俗関連営業の廃止を命ずることができる。

3 公安委員会は、前二項の規定により風俗関連営業(第二條第四項第四号及び第五号の営業を除く。以下この項において同じ。)の停止又は廃止を命ずるときは、当該風俗関連営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む浴場営業(公衆浴場法第二條第一項の許可を受けて営む営業

昭和五十九年七月六日 衆議院會議録第三十三号

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇二六

をいう。以下同じ。）、興行場営業（興行場法第二條第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）、又は旅館業（旅館業法昭和二十三年法律第三十八号）第三條第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）、について、八月（第一項の規定により風俗関連営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（標章のはり付け）
第三十一條 公安委員会は、前條第一項の規定により風俗関連営業の停止を命じたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該命令に係る施設の出入口の見やすい場所に、総理府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

2 前條第一項の規定による命令を受けた者は、次の各号に掲げる事由のいずれがあるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、前項の規定により標章をはり付けられた施設について、標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

1 当該施設を当該風俗関連営業（前條第三項の規定による停止の命令に係る営業を含む。）の用以外の用に供しようとするとき。
2 当該施設を取り壊そうとするとき。
3 当該施設を増築し、又は改築しようとする場合であつて、やむを得ないと認められる理由があるとき。

3 第一項の規定により標章をはり付けられた施設について、当該命令に係る風俗関連営業を営む者から当該施設を買受けた者その他当該施設の使用について権限を有する第三者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

4 何人も、第一項の規定によりはり付けられた標章を破壊し、又は汚損してはならず、また、当該施設に係る前條第一項の命令の期間を経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

第二節 深夜における飲食店営業の規制等

第三十二條 深夜における飲食店営業の規制等

第三十二條 深夜において飲食店営業（第二十六條第二項に規定する飲食店営業をいい、風俗営業又は風俗関連営業に該当するものを除く。以下この条から第三十八条までにおいて同じ。）を営む者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持すること。

二 深夜において客に遊興をさせないこと。
第十四條及び第十五條の規定は、深夜において飲食店営業を営む者について準用する。この場合において、これらの規定中「その営業」とあるのは、「その深夜における営業」と読み替えるものとする。

3 第二十二條（第二号を除く。）の規定は、飲食店営業を営む者について準用する。この場合において、同條第一号中「当該営業」とあるのは「当該営業（深夜における営業に限る。）」と、同條第三号中「業務」とあるのは「業務（少年の健全な育成に及ぼす影響が小さいものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るものを除く。）」と、同條第四号中「十八歳未満」とあるのは「午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満」と、「営業所」とあるのは「〇〇営業所少年の健全な育成に及ぼす影響が小さいものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るものを除く。）」と、「ダンス教授所等にあつては、午後十時から翌日の日出時までの時間において、十八歳以下の年齢で、十八歳以下の年齢で定めるところに同じ。」と読み替えるものとする。

5 前項の規定に基づき条例の規定は、その規定の施行又は適用の際現に第一項の届出書を提出し、満ちたとき、午後十時前の時を定めたときは、その客に於いて客として立ち入らせること」とあるのについて、客として立ち入らせることを客として「保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く」と読み替えるものとする。

第三十三條 パー、酒場その他客に酒類を提供して営む飲食店営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）を深夜において営もうとする者は、営業所ごとに、公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 営業所の名称及び所在地
三 営業所の構造及び設備の概要

2 前項の届出書を提出した者は、当該営業を廃止したとき、又は同項各号（同項第二号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に限る。）に掲げる事項に変更（総理府令で定める軽微な変更を除く。）があつたときは、公安委員会に、廃止又は変更に係る事項その他の総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

3 前二項の届出書には、営業の方法を記載した書類その他の総理府令で定める書類を添付しなければならない。

4 都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従ひ条例で定めるところにより、地域を定めて、深夜において酒類提供飲食店営業を営むことを禁止することができる。

して深夜において酒類提供飲食店営業を営んでいる者の当該営業については、適用しない。（指示等）
第三十四條 公安委員会は、飲食店営業を営む者（以下この条において「飲食店営業業者」という。）又はその代理人等が、当該営業に關し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるとき、当該飲食店営業業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

2 公安委員会は、飲食店営業業者又はその代理人等が、当該営業に關し、法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるとき、又は飲食店営業業者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該飲食店営業業者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第三節 興行場営業の規制

第三條の見出しを「（条例への委任）」に改め、同條中「都道府県」を「第十二條から第十九条まで及び前條第一項に定めるもののほか、都道府県」に、「風俗営業を営もうとする者の資格並びに風俗営業における営業の場所、営業時間、営業を営む者の行為及び営業所の構造設備」を「風俗営業業者の行為」、「を害する行為を防止するために」を「若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」に改め、同條を第二十一條とし、同條の次に次の四條を加える。

(禁止行為)

第二十二條 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業に関し客引きをすること。

二 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさせ、又は客の相手となつてダンスをさせること。

三 営業所で午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

四 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること(ダンス、教授所等にあつては、午後十時から翌日の日出時までの時間において、都道府県の条例で、十八歳以下の年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者に適用する時)。

(遊技場営業者の禁止行為)

第二十三條 第二項第一号の営業(ばちんと屋その他法令で定めるものに限る)を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 現金又は有価証券を賞品として提供すること。

二 客に提供した賞品を買い取ること。

三 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物(次号において「遊技球等」という)を客に営業所外に持ち出させること。

四 遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること。

2 第二項第一号のまじやん屋又は同項第八号の営業を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

3 第一項第三号及び第四号の規定は、第二項第一号第八号の営業を営む者について準用する。

(営業所の管理者)

第二十四條 風俗営業者は、営業所ごとに、当該営業所における業務の実施を統括管理する者のうちから、第三項に規定する業務を行う者として、管理者一人を選任しなければならない。ただし、管理者として選任した者が欠けるに至つたときは、その日から十四日間は、管理者を選任しておかなくてもよい。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。

一 未成年者

二 第四項第一号から第七号までのいずれかに該当する者

3 管理者は、当該営業所における業務の実施に関し、風俗営業者又はその代理人、使用人その他の従業者(以下「代理人等」という)に対し、これらの者が法令の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行い、その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務で国家公安委員会規則で定めるものを行うものとする。

4 風俗営業者又はその代理人等は、管理者が前項に規定する業務として行う助言を尊重し、又はその業務として行う指導に従わなければならない。

5 公安委員会は、管理者が第二項第二号に該当すると認めるとき、又はその者がその職務に関し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、その情状により管理者として不適当であると認めるときは、風俗営業者に対し、当該管理者の解任を命ずることができ

6 公安委員会は、第三項に規定する管理者の業務を適正に実施させるため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、管理者に対する講習を行うことができる。

る。

7 風俗営業者は、公安委員会からその選任に係る管理者について前項の講習を行う旨の通知を受けたときは、当該管理者に講習を受けさせなければならない。

(指示)

第二十五條 公安委員会は、風俗営業者又はその代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該風俗営業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができ

第二項第三項中「前条第七号」を「前条第一項第七号」に改め、同条を第三号とし、同条の次に次の八条、章名及び九条を加える。

(許可の基準)

第四條 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は第四十九條第一項に規定する罪、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十四條、第百七十五條、第百八十二條、第百八十五條若しくは第百八十六條の罪、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第二章に規定する罪若しくは職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三條第二号の罪を犯し、若しくは労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十三條第二号若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四條第一項第五号、第六号若しくは第九号の規定に違反して一年未満の懲役若しくは罰

金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めらるるに足りる相当な理由がある者

四 精神病患者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

五 第二十六條第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。)であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む)

六 第二十六條第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十條第一項第一号の規定による許可証の返納をした者(風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く)で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

七 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十條第一項第一号の規定による許可証の返納をした法人(合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く)の前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は返納の日から起算して五年を経過しないもの

八 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が風俗営業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。 九 法人でその役員のうち第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの 二 公安委員会は、前条第一項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。 一 営業所の構造又は設備(次項に規定する遊技機を除く。第九条、第十二条及び第三十九条第二項第六号において同じ。)が風俗営業の種別に応じて国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないとき。 二 営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従ひ都道府県の条例で定める地域内にあるとき。 三 営業所に第二十四条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由があるとき。 3 第二条第一項第七号の営業(ばちんこ屋その他政令で定めるものに限る。)については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそのおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。 (許可の手續及び許可証) 第五条 第三条第一項の許可を受けようとする者は、公安委員会に、次の事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、当該許可申請書には、営業の方法を記載した書類その他の総理府令で定める書類を添付しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 営業所の名称及び所在地	三 風俗営業の種別 四 営業所の構造及び設備の概要 五 第二十四条第一項の管理者の氏名及び住所 六 法人にあつては、その役員の名氏及び住所 2 公安委員会は、第三条第一項の許可をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。 3 公安委員会は、第三条第一項の許可をしないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。 4 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。 (許可証の揭示義務) 第六条 風俗営業者は、許可証を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。 第七条 風俗営業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該風俗営業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。)が被相続人の営んでいた風俗営業を引き継ぎ営もうとするときは、その相続人は、国家公安委員会規則で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に公安委員会に申請して、その承認を受けなければならない。 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした風俗営業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。 3 第四条第一項の規定は、第一項の承認の申請をした相続人について準用する。 4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る風俗営業者の地位を承継する。 5 第一項の承認の申請をした相続人は、その承認を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に提出して、その書換えを受けなければならない。 6 前項に規定する者は、第一項の承認をしない旨の通知を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に返納しなければならない。 (許可の取消し) 第八条 公安委員会は、第三条第一項の許可を受けた者(前条第一項の承認を受けた者を含む。第十一条において同じ。)について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。 一 偽りその他の不正の手段により当該許可又は承認を受けたこと。 二 第四条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。 三 当該許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。 四 三月以上所在不明であること。 (構造及び設備の変更等) 第九条 風俗営業者は、増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更(総理府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。 2 公安委員会は、前項の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号の技術上の基準及び第三条第二項の規定により公安委員会が付した条件に適合していると認めるときは、前項の承認をしなければならない。 3 風俗営業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。	一 第五条第一項各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる事項(同項第二号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に限る。)に変更があつたとき。 二 営業所の構造又は設備につき第一項の軽微な変更をしたとき。 4 前項第一号の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。 (許可証の返納等) 第十条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証(第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証)を公安委員会に返納しなければならない。 一 風俗営業を廃止したとき。 二 許可が取り消されたとき。 三 許可の有効期間の経過により、許可が効力を失つたとき。 四 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。 2 前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、許可は、その効力を失う。 3 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき(第一号に掲げる場合にあつては、相続人が第七条第一項の承認の申請をしなかつたときに限る。)、は、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。 一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人 二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者(名義貸しの禁止) 第十一条 第三条第一項の許可を受けた者は、自己の名義をもつて、他人に風俗営業を営ませてはならない。	1 第五号第一項各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる事項(同項第二号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に限る。)に変更があつたとき。 2 営業所の構造又は設備につき第一項の軽微な変更をしたとき。 4 前項第一号の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。 (許可証の返納等) 第十条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証(第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証)を公安委員会に返納しなければならない。 一 風俗営業を廃止したとき。 二 許可が取り消されたとき。 三 許可の有効期間の経過により、許可が効力を失つたとき。 四 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。 2 前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、許可は、その効力を失う。 3 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき(第一号に掲げる場合にあつては、相続人が第七条第一項の承認の申請をしなかつたときに限る。)、は、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。 一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人 二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者(名義貸しの禁止) 第十一条 第三条第一項の許可を受けた者は、自己の名義をもつて、他人に風俗営業を営ませてはならない。
---	--	--	--

第三章 風俗営業者の遵守事項等

(構造及び設備の維持)

第十二条 風俗営業者は、営業所の構造及び設備を、第四条第二項第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(営業時間の制限)

第十三条 風俗営業者は、午前零時(都道府県が習俗の行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日にあつては、午前零時以後においてその定める時)から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。

2 都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、前項の規定によるほか、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができる。

(限度の規制)

第十四条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の限度を、風俗営業の種類に応じて国家公安委員会規則で定める数値以下としてその営業を営んではならない。

(騒音及び振動の規制)

第十五条 風俗営業者は、営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県の条例で定める数値以上の騒音又は振動(人声その他その営業活動に伴う騒音又は振動に限る。)が生じないように、その営業を営まなければならない。

(広告及び宣伝の規制)

第十六条 風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。

(料金の表示)

第十七条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その営業に係る料金で国

家公安委員会規則で定める種類のものを、営業所において客に見やすいように表示しなければならない。

(年少者の立入禁止の表示)

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨(第二項第一項第四号の営業(専ら客にダンスを教授するための営業に限る。)に係る営業所で少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの及び同項第八号の営業に係る営業所(第二十二条第四号において「ダンス教授所等」という。)にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨)を営業所の入り口に表示し、十八歳以下の者で定めるところにより、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時以後の時間において立ち入つてはならない旨

(遊技料金の規制)

第十九条 第二条第一項第七号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度(まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金)に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。

(遊技機の規制及び認定等)

第二十条 第四条第三項に規定する営業を営む風俗営業者は、その営業所に、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして同項の国家公安委員会規則で定める基準に該当する遊技機を設置してその営業を営んではならない。

2 前項の風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該営業所における遊技機につき同項に規定する基準に該当しない旨の公安委員会の認定を受けることができる。

3 国家公安委員会は、政令で定める種類の遊技機の型式に関し、国家公安委員会規則で、前項の公安委員会の認定につき必要な技術上の規格

を定めることができる。

4 前項の規格が定められた場合においては、遊技機の製造業者(外国において本邦に輸出する遊技機を製造する者を含む。)又は輸入業者は、その製造し、又は輸入する遊技機の型式が同項の規定による技術上の規格に適合しているか否かについて公安委員会の検定を受けることができる。

5 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、第二項の認定又は前項の検定に必要な試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして、国家公安委員会があらかじめ指定する者(以下「指定試験機関」という。)に行わせることができる。

6 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 第二項の認定、第四項の検定又は第五項の試験を受けようとする者は、実費を勘案して国家公安委員会規則で定める額の手数料を、条例(第五項の指定試験機関が行う試験に係る手数料にあつては、国家公安委員会規則)で定めるところにより納めなければならない。

条第三項の基準に該当せず、かつ、と読み替へるものとする。

11 第四項の型式の検定、第五項の指定試験機関その他第二項の規定による認定及び前項において準用する第九条第一項の承認に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(別紙)

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について善処すべきである。

一 現下の世相にかんがみ、少年の健全な保護育成及び善良の風俗の保持等を図るため、総合的、科学的調査の上少年非行の防止、性病の予防及び売春の防止等を更に徹底する総合的な施策を速やかに講ずるべきであること。

二 本法の運用に当たっては、表現の自由、営業の自由等憲法で保障されている基本的人権を侵害することのないよう慎重に配慮すること。

三 風俗営業者への指導に当たっては、営業の自由を最大限尊重するとともに、管理者制度が営業の自主性を損うことのないよう特に慎重に運用すること。

四 「接待」の意義については、風俗営業の重要な要件に当たるので、その具体的な内容について明確な基準を定め、都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底すること。

五 ゲーム機の規制の在り方について引き続き検討すること。

六 遊技機の技術革新が著しい現状にかんがみ、技術上の規格の検討に際しては、学識経験者及び業界代表等第三者の意見を聴取して尊重し、機械の画一化を招いたり、時代のニーズにマッチした技術開発を遅滞させることのないよう運用に特段の配慮をすること。

七 広告及び宣伝の規制に当たっては、適正かつ効果的に行われるようその基準の明確化を図り、都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底

昭和五十九年七月六日 衆議院會議録第三十三号

すること。

八 風俗関連営業については、今後とも有効適切な取締りに努めることはもちろん、法の網を逃れる脱法的な形態でこれらの営業が営まれることのないよう人的欠格事由、構造設備規制等本法による規制の対象、規制の内容についても、適次強化を図っていくべきであること。

九 本法に基づく政令等の制定及び本法の運用に当たっては、研究会等を設置し、地方公共団体の関係者を含め各界の意見を聞くこと等により、法の運用に誤りなきを期すること。

十 警察職員の立入りに当たっては、次の点に留意して、いやしくも職権の乱用や正当に営業している者に無用の負担をかけることのないよう適正に運用すべきであり、その旨都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底すること。

1 報告又は資料の提出によつてできる限り済ませるものとする。また、報告又は提出書類等については、法の趣旨に照らし必要最小限のものに限定すること。

2 本法の指導に当たたる旨を明示する特別の証明書を提供するものであること。

3 本法の運用に関係のない経理帳簿等を提出させ又はみることのないようにすること。

4 立入りの行使は個人の恣意的判断によることとがあつてはならず、その結果は必ず上司に報告してその判断を仰ぐものであること。

十一 少年指導委員の活動はあくまで任意の活動に限られるものであり、その内容も少年の犯罪を摘発するのではなく、有害環境から少年を守り、その健全育成を図るものであることを周知徹底すること。

十二 風俗環境浄化協会は、民間における環境浄化の機運を一層盛り上げるためあくまで啓発活動等任意的な活動を行うものであり、その運営に当たっては、業界との協力を促進しその自主性を最大限尊重するとともに、寄附の強制は行わないこと。また、行政書士等の権限を侵す

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

ことのないよう配慮すべきであり、更に、行政改革の趣旨に反することのないようその指定に当たっては、既存の防犯協会連合会等を活用すること。
右決議する。

一〇三〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 平 105
電話 東京 三三 四二(六六)

定価 一部
一一〇円